

第8期

滝川市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 (案)

2021年度～2023年度

2021年3月
滝川市

目 次

第1部 総 論

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の法的位置付け	2
3 総合計画等との関係	2
4 計画期間	3
5 計画の策定体制	3
6 アンケート調査の実施	4

第2章 滝川市を取り巻く現状

1 介護保険制度の改正	5
2 高齢者等の現状と将来推計	6

第3章 計画の基本理念、基本方針、評価・公表

1 計画の基本理念	17
2 基本方針	17
3 重点目標	18
4 評価・公表	18

第2部 高齢者保健福祉計画

第1章 自立支援、介護予防等の推進

1 介護予防・日常生活支援総合事業	20
2 健康づくりによる介護予防の推進	36
3 その他の生活支援事業	38
4 家族介護者への支援の充実	44

第2章 地域生活支援体制の整備

1 地域包括支援センターによる支援	46
2 在宅医療・介護連携の推進	51
3 認知症施策の推進	53
4 地域における支え合いの推進	60
5 介護人材の育成と確保	64
6 災害・感染症対策に係る体制整備	65

第3章 高齢者の住まいの確保

1 公営住宅の整備	66
2 民間住宅等の整備	67
3 養護老人ホーム	68

第4章 社会参加と交流の推進

1 高齢者の生きがいづくり	69
2 高齢者の積極的な社会参加の促進	70

第5章 介護サービス・介護予防サービスの充実	
1 居宅介護サービス（介護予防サービス）	71
2 施設介護サービス	73
3 地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス）	74

第3部 介護保険事業計画

第1章 介護保険事業等の見込み	
1 日常生活圏域の設定	75
2 介護サービス・介護予防サービスの利用量の見込み	75
3 介護サービス・介護予防サービスの介護保険給付費の見込み	78
4 地域支援事業の見込み	79
5 特別給付等	81
第2章 介護保険料について	
1 介護保険料の設定	82
2 介護保険料の算定	83
3 介護保険料の将来推計	85
第3章 介護保険事業の円滑な運営のために	
1 介護保険制度への理解と啓発の促進	86
2 介護保険サービスの量的確保	86
3 地域支援事業の確保	86
4 適正な介護認定の推進	86
5 保険者機能の強化	86
6 介護給付の適正化	87
7 低所得者の負担軽減対策の実施	90

参考資料

1 滝川市保健医療福祉推進市民会議設置要綱	91
2 滝川市保健医療福祉推進市民会議及び計画策定専門部会委員名簿	93
3 策定経過	95

第1部 総論

第1部 総論

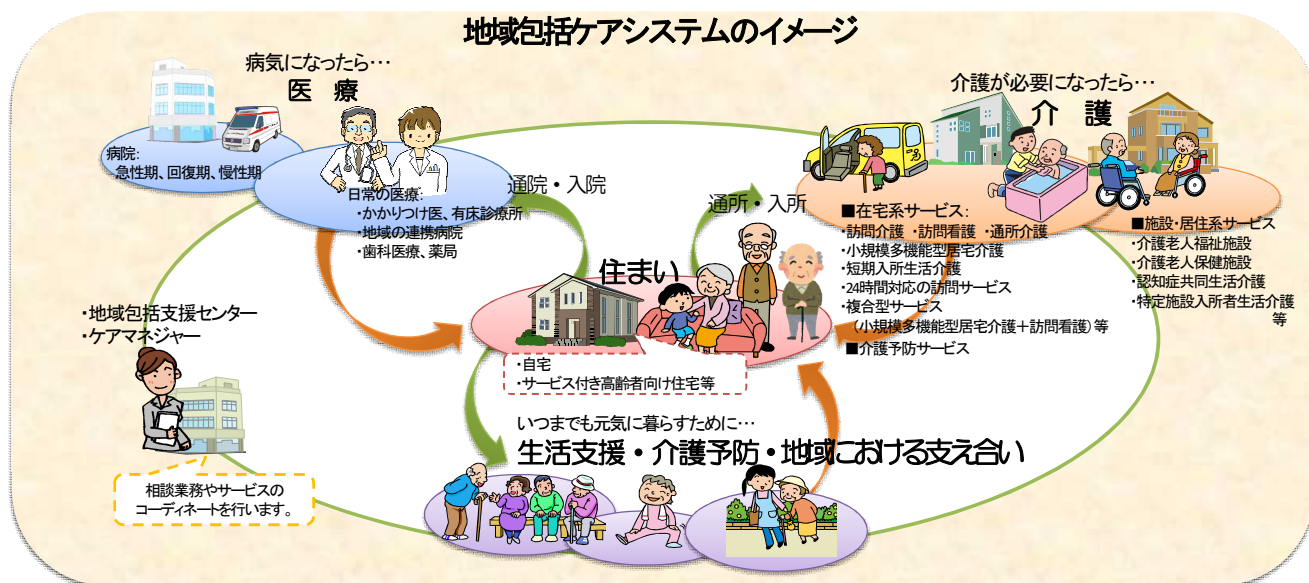
第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

我が国の総人口（令和2年9月15日現在）は、前年に比べ29万人減少している一方、65歳以上の高齢者人口は3,617万人と、前年に比べ30万人増加し、総人口に占める割合は28.7%と過去最高となりました。高齢者の総人口に占める割合を比較すると、日本は世界で最も高く、高齢者の増加は諸外国に例をみないスピードで進んでいます。この割合は今後も上昇を続け、第2次ベビーブーム期に生まれた世代が65歳以上となる2040年には、35.3%になると見込まれています。特に、団塊の世代(昭和22年～昭和24年生まれ)がすべて75歳以上となる2025年以降は、医療や介護の支援を必要とする人の増加が見込まれるとともに「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化することも予想され、膨らみ続ける介護サービス需要への対策と高齢者を地域で支える仕組みづくりを積極的に推進していくことが必要となります。

この状況を踏まえ、国においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)を整備し、「2025年を見据えた地域包括ケア計画」により地域包括ケアシステムを構築することが示されてきました。こうした背景により、地域共生社会の実現と2025年、そして2040年に備え、介護予防と健康づくりの推進を通じて健康寿命の延伸を目指すこと、住民主体の通いの場の取組を一層推進し、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止に向けた取組の推進、医療・介護の連携の推進等を行ってまいります。

本計画は、滝川市に住む高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営み、安心して住み続けられるまちを目指して、第6～7期計画において取り組んできた地域包括ケアシステムをより深化・推進するため、2025年を見据えた中長期的な計画の3期目の計画として策定するものです。



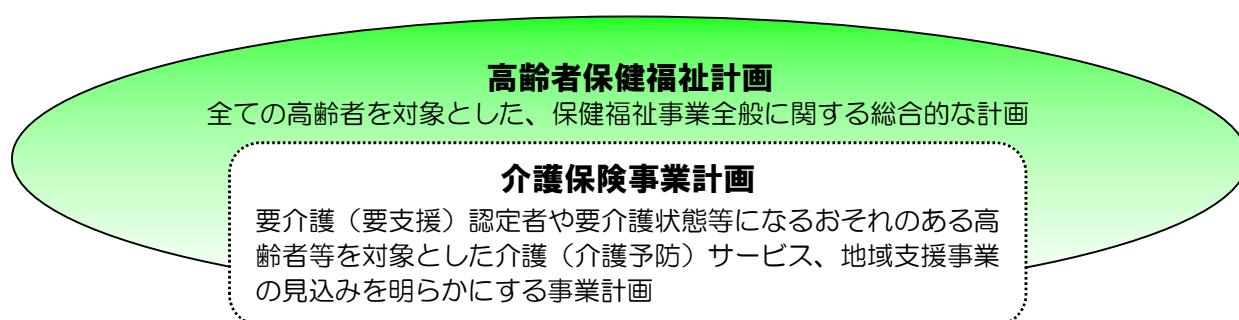
（資料：厚生労働省資料より作成）

2 計画の法的位置付け

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、高齢者の生活支援のためのサービス提供のほか、要支援・要介護認定者等に対する介護給付等対象サービスの提供や介護予防の事業などを含め、本市に住む全ての高齢者に対する保健福祉事業全般にわたる総合的な計画として作成するものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、本市における要介護者等の人数、介護給付等対象サービスの種類ごとの量や介護保険の事業費の見込みなどを明らかにする介護保険運営の基となる事業計画として作成するものです。

本計画は、これらの計画が相互に連携することにより、総合的な高齢者福祉施策の展開を図ることが求められていることから、一体的に策定するものです。



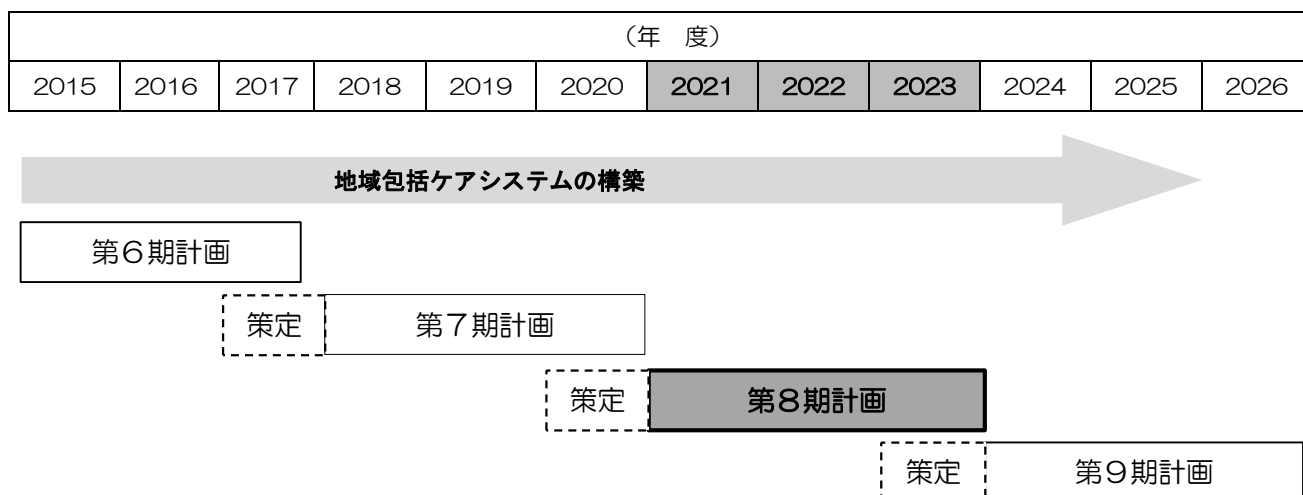
3 総合計画等との関係

本計画は、滝川市の目指すべき将来像とその実現に向けた取組の方向性を示す「滝川市総合計画（2012年度～2021年度）」を最上位計画と、人口減少の克服・地方創生に関する取組の方向性を示す「滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2019年度～2023年度）」を上位計画として、これらの計画との調和・整合性が保たれた個別計画として策定するものであり、「滝川市障がい者計画（2018年度～2022年度）」、「滝川市障がい福祉計画（2021年度～2023年度）」、「第2次健康たきかわ21アクションプラン（2013年度～2023年度）」及び「滝川市「生涯活躍のまち」基本計画（2021年度～2023年度）」をはじめとした他の個別計画と連携・整合性を図るものとします。

4 計画期間

本計画は、2021 年度から 2023 年度までの3年間を計画期間とします。

また、第6期計画をスタートの期間として 2025 年度までの「地域包括ケアシステムの構築」の推進を目標とした、中長期的な計画の3期目の期間となります。



5 計画の策定体制

本計画は、保健福祉部介護福祉課及び健康づくり課の策定ワーキングにおいて検討の上で作成した議案などについて、保健・医療・福祉関係団体代表者、学識経験者、サービス事業者、被保険者等からなる「滝川市保健医療福祉推進市民会議 計画策定専門部会」で協議・検討いただき、「滝川市保健医療福祉推進市民会議」から答申された内容を尊重し、策定しました。

滝川市保健医療福祉推進市民会議

保健・医療・福祉関係団体代表者、学識経験者等からなる市民組織で、12 組織・12 人の委員で構成。広く市民の声を反映させるため、会議は原則公開

計画策定専門部会

滝川市保健医療福祉推進市民会議のうち7人の委員と、サービス事業者及び被保険者代表の2人の臨時委員を加えた計9人で構成

6 アンケート調査の実施

①「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」

日常生活圏域における高齢者のうち、要介護状態となる前の方を対象として、「要介護状態になるリスクの発生状況」、「各種リスクに影響を与える日常生活の状況」等を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的として実施しました。

②「在宅介護実態調査」

在宅で要支援・要介護認定を受けている方を対象として、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として実施しました。

③「介護人材実態調査」

介護保険サービス提供事業者を対象として、「事業運営についての現状」と「今後の事業展開」等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

区 分	①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	②在宅介護実態調査	③介護人材実態調査
対象者	要介護 1～5 以外の高齢者	在宅の要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける方	介護サービス提供全事業者(住宅改修を除く)
調査対象数	1,203人 (対象者の9.9%)	601人 (人口の1.5%)	全72事業者
抽出方法	住民基本台帳及び居宅サービス利用者から無作為抽出	2019年7月～2020年6月の調査対象期間に更新申請・区分変更申請に伴う認定訪問調査を受ける方全員	事業所 72事業者 ※うち訪問系事業所 職員数 116人
回答数 (回収率)	777人 (64.6%)	601人 (100.0%)	事業所 72事業者 (100.0%) 職員 88人 (75.9%)

第2章 滝川市を取り巻く現状

1 介護保険制度の改正

2025年度までの「地域包括ケアシステムの構築」と「介護保険制度の持続可能性の確保」のために、2015年度から大きく改正された介護保険制度について、2020年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、新たな制度改正が行われることとなりました。主な改正内容は、次のとおりです。

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ①認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ②市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。
- ③介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ①介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
- ②医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ①介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ②有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

2 高齢者等の現状と将来推計

(1) 高齢者人口・世帯の推移

① 高齢者人口の推移と推計

住民基本台帳の人口及び第1号被保険者数の実績を基にコーホート要因法^{注1}で総人口と高齢者人口（第1号被保険者）の将来動向を推計しました。

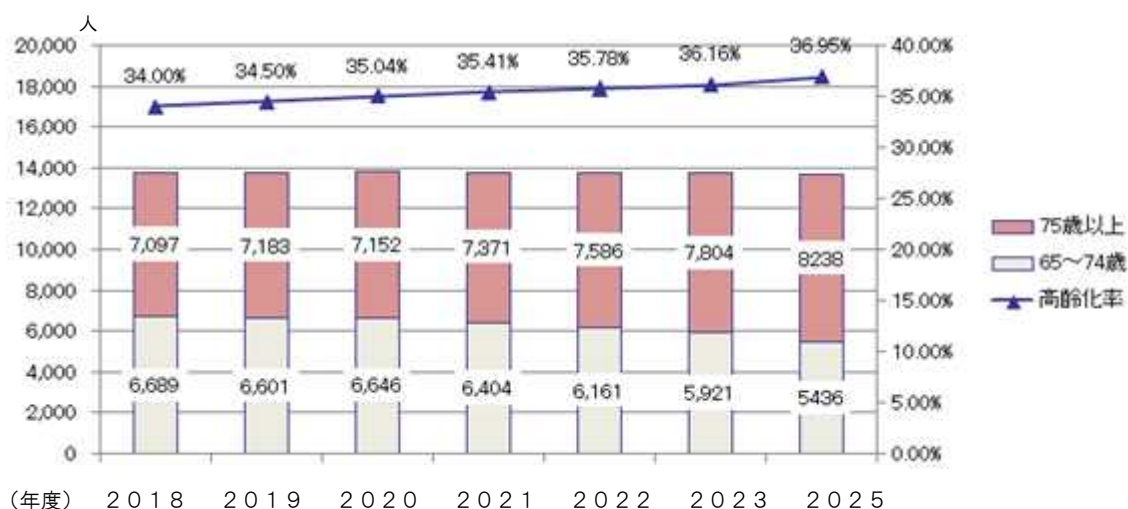
総人口が2020年度39,383人から2023年度37,954人と1,429人減少が見込まれ、65歳以上の第1号被保険者についても、2020年度13,798人から2023年度13,725人と73人減少すると推計されます。

第1号被保険者の内訳を見ると、65～74歳の高齢者が2017年度の6,786人をピークに減少が見込まれるのに対し、75歳以上高齢者は2025年度まで増加すると見込まれており、高齢化率は上昇が続き、2023年度には36.2%、2025年度には37.0%まで達すると見込まれています。

（単位：人）

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
人 口	40,543	39,949	39,383	38,903	38,425	37,954	37,004
第1号被保険者	13,786	13,784	13,798	13,775	13,747	13,725	13,674
65～74歳	6,689	6,601	6,646	6,404	6,161	5,921	5,436
75歳以上	7,097	7,183	7,152	7,371	7,586	7,804	8,238
第2号被保険者	13,309	13,089	12,902	12,781	12,658	12,535	12,291
40歳未満	13,448	13,076	12,675	12,347	12,020	11,694	11,039
高齢化率	34.0%	34.5%	35.0%	35.4%	35.8%	36.2%	37.0%

（資料：住民基本台帳）



注1)「コーホート要因法」：年齢別人口の変化を死亡・出生・人口移動の要因ごとに計算して将来人口を予測する計算方法

②高齢者世帯の推移

2005 年度から 2015 年度までの国勢調査における世帯数及び高齢者人口を基に、各世帯構成の比率や伸び率を求め、将来見込まれる高齢者人口に乗じることにより、高齢者世帯数の将来動向を推計しました。

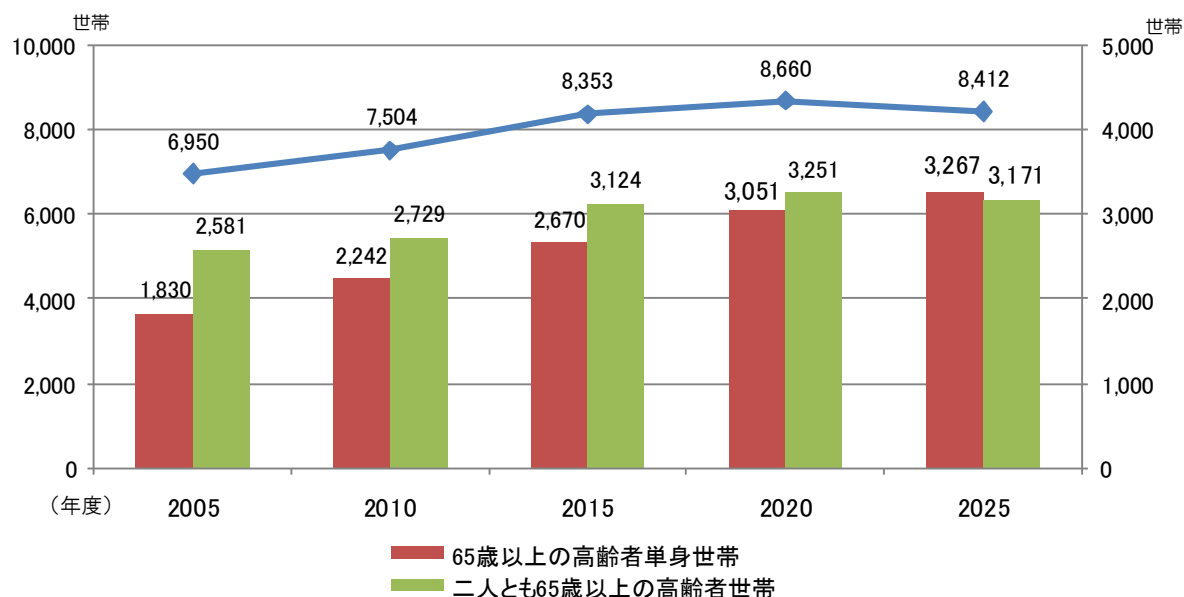
65 歳以上の高齢者がいる世帯と二人とも 65 歳以上の高齢者世帯は、2020 年度をピークに減少が見込まれますが、65 歳以上の高齢者単身世帯は、2025 年度以降も増加すると見込まれています。

また、二人とも 65 歳以上の高齢者世帯の高齢者世帯に占める割合は、2005 年度 37.1%が 2025 年度 37.7%と微増にとどまっているのに対し、65 歳以上の高齢者単身世帯は、2005 年度 26.3%が 2025 年度 38.8%と大きく増加しています。

(単位：世帯)

	2005 年度	2010 年度	2015 年度	2020 年度	2025 年度
65 歳以上の高齢者単身世帯	1,830	2,242	2,670	3,051	3,267
(高齢者世帯に占める割合)	(26.3%)	(29.9%)	(32.0%)	(35.2%)	(38.8%)
二人とも 65 歳以上の高齢者世帯	2,581	2,729	3,124	3,251	3,171
(高齢者世帯に占める割合)	(37.1%)	(36.4%)	(37.4%)	(37.5%)	(37.7%)
65 歳以上の高齢者がいる世帯	6,950	7,504	8,353	8,660	8,412

(資料：国勢調査)



(2) 要介護・要支援認定者数の推移

2020 年9月末における性別・年齢別被保険者数に占める要支援・要介護度別認定者数の比率（認定者の出現率）を求め、将来見込まれる性別・年齢別被保険者数に乗じることにより、認定者数の将来動向を推計しました。

認定者数は 2020 年度から 2023 年度までに 197 人増加すると見込み、伸び率は 8.2%となっています。

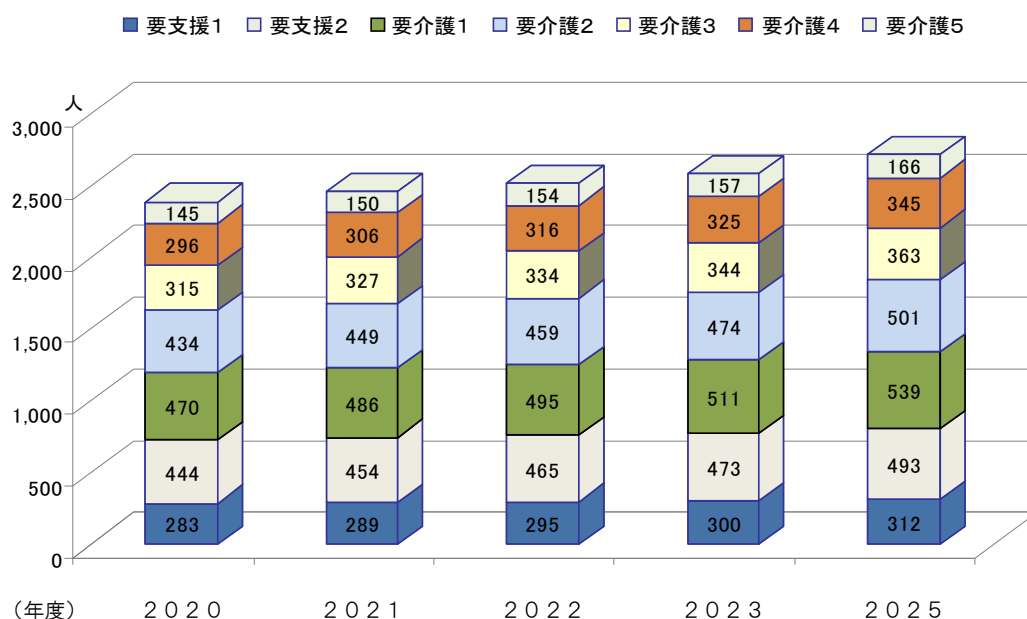
40 歳から 64 歳までの第2号被保険者を除く認定率は、2020 年度 17.0%から 2023 年度は 18.5%に増加すると見込まれます。

（単位：人）

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2025 年度
要支援 1	231	244	283	289	295	300	312
要支援 2	440	448	444	454	465	473	493
要介護 1	469	489	470	486	495	511	539
要介護 2	439	433	434	449	459	474	501
要介護 3	334	301	315	327	334	344	363
要介護 4	306	301	296	306	316	325	345
要介護 5	222	177	145	150	154	157	166
合 計	2,441	2,393	2,387	2,461	2,518	2,584	2,719
第1号被保険者	2,395	2,352	2,341	2,415	2,472	2,538	2,673
第2号被保険者	46	41	46	46	46	46	46

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2025 年度
第 8 期計画	17.4%	17.1%	17.0%	17.5%	18.0%	18.5%	19.5%
第 7 期計画	18.7%	19.3%	19.8%				22.6%

※第2号被保険者は除く。



(3) 高齢者の状況

①介護者の状況（在宅介護実態調査より）

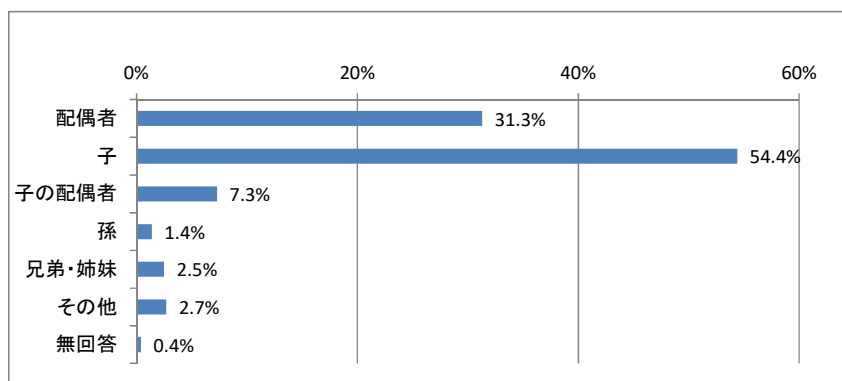
要支援・要介護認定を受けている方の主な介護者は、「子」が54.4%と最も多く、次いで「配偶者」が31.3%となっています。また、主な介護者の性別は、「女性」が70.5%と高く、主な介護者の年齢は、「60代」が34.6%と最も多くなっており、60歳以上の介護者の割合は67.8%、70歳以上の介護者の割合は33.2%となっていることから、高齢者が高齢者の介護を行う「老老介護」の割合が高い状況です。

主な介護者が行っている介護の内容として、「掃除・洗濯・買物等の家事」が86.1%と最も多く、次いで「外出の付き添い・送迎等」と「食事の準備」が72.4%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が65.4%となっており、生活援助の割合が高くなっています。

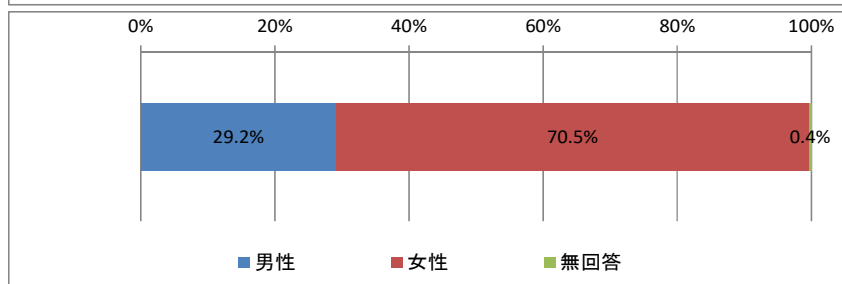
介護離職の有無については、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が97.3%であるものの、転職を含めた離職をされた方が1.7%に及んでいます。

今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じている介護については、「認知症状への対応」が最も多く25.0%となっており、次いで「外出の付き添い、送迎等」が18.0%となっている一方で、「屋内の移乗・移動」も14.5%となっています。

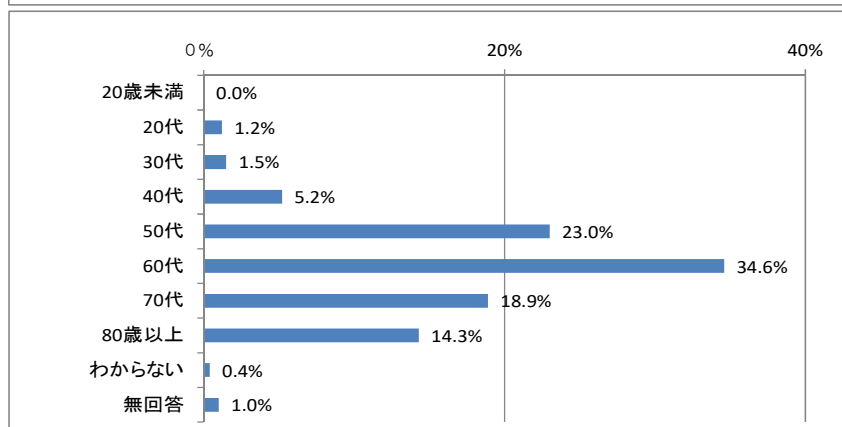
主な介護者
（本人との関係）



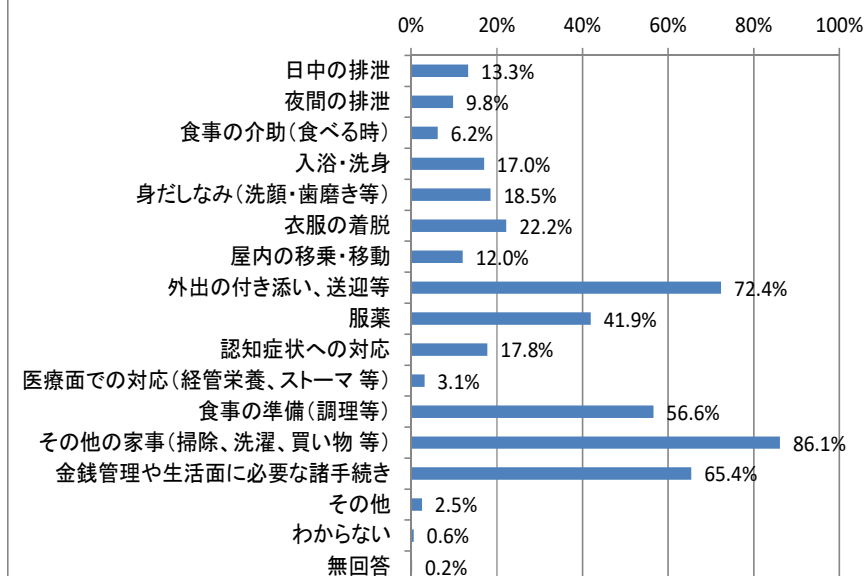
主な介護者の性別



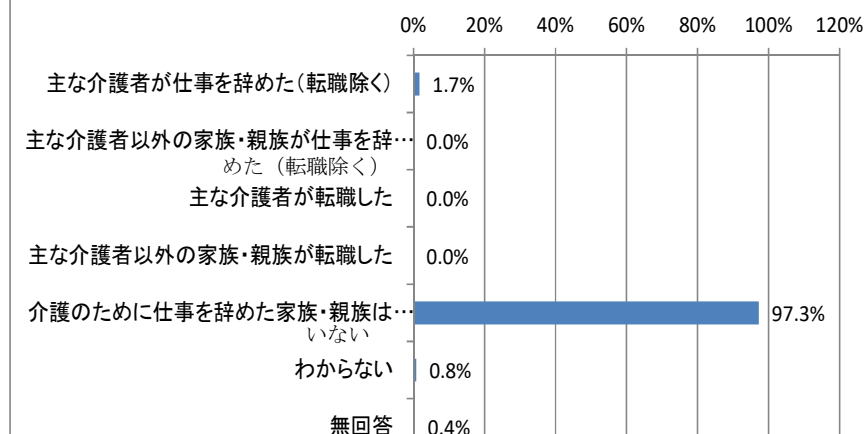
主な介護者の年齢



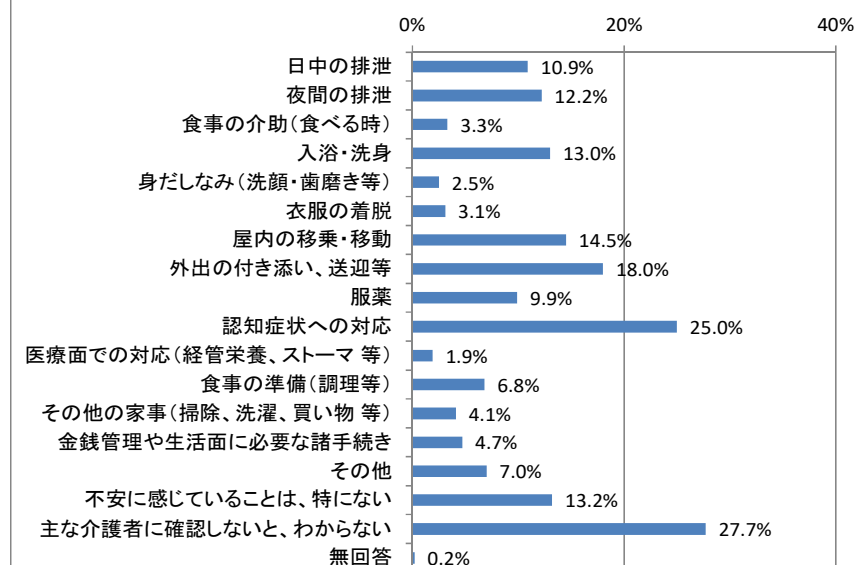
主な介護者が行っている介護



介護離職の有無



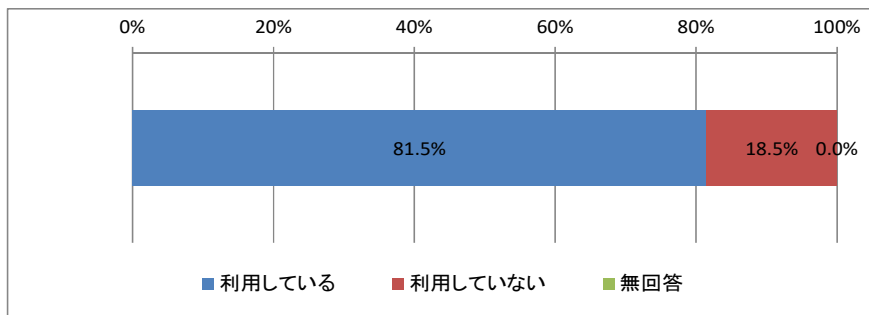
在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じている介護



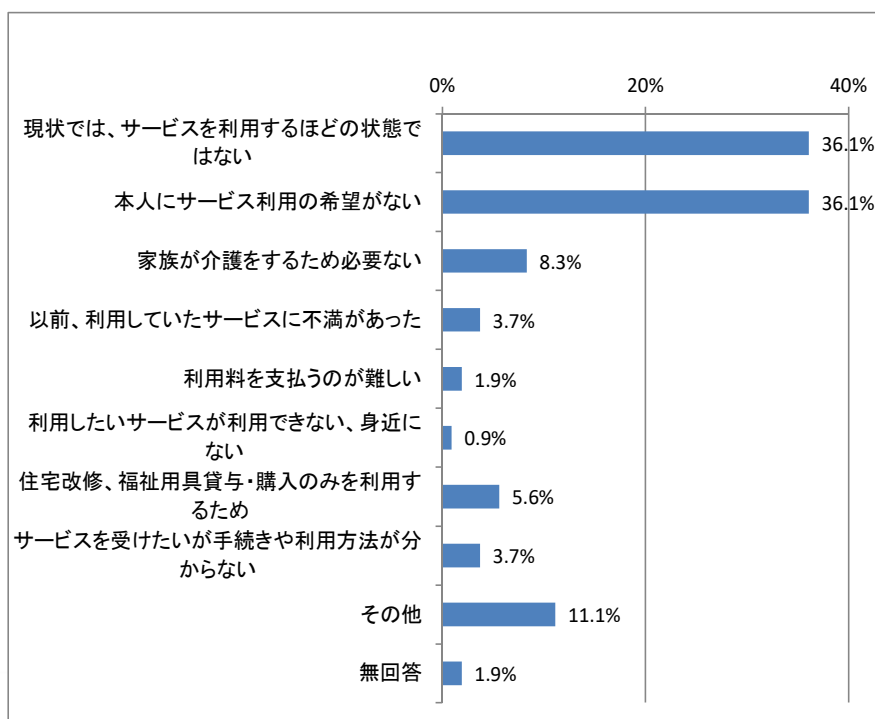
②介護サービスの利用状況（在宅介護実態調査より）

要支援・要介護認定を受けている方の介護保険サービスの利用状況について、「利用していない」が18.5%となっており、その理由として「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」と「本人にサービス利用の希望がない」がともに最も多く36.1%、次いで、「家族が介護をするため必要ない」が8.3%となっています。

介護保険サービスの
利用の有無



介護保険サービス未
利用の理由



③くらしの状況（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より）

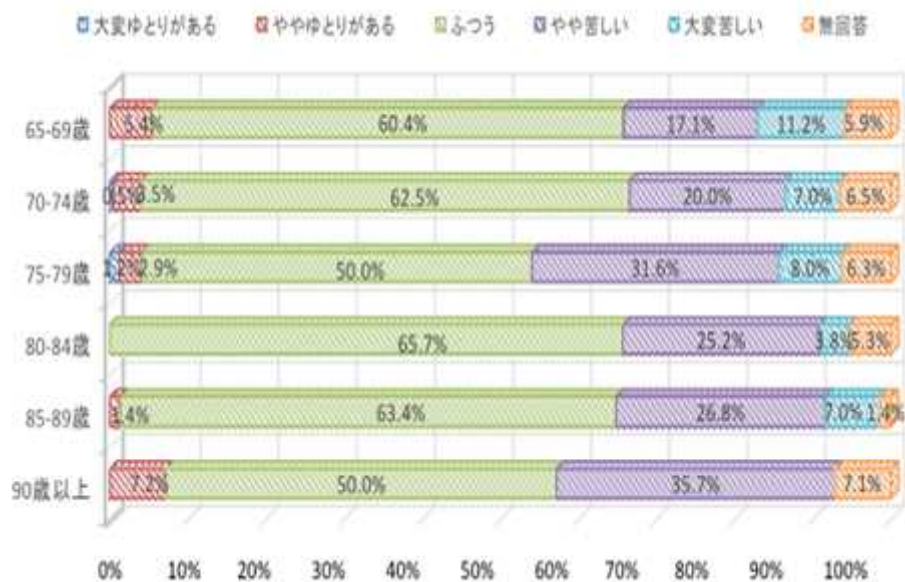
高齢者（要介護1～5の方を除く）の方の現在の暮らしの状況を経済的にどのように感じるかについては、どの年代においても「ふつう」が半数を上回っていますが、一方で「やや苦しい」と「大変苦しい」を合わせると31.3%となり、約3人に1の方が経済的に苦しいと感じている状況となっています。

健康状態については、どの年代においても「まあよい」が最も多くなっていますが、年齢が高くなるにつれて「あまりよくない」が増加し、特に85歳～89歳の方では約3人に1人、90歳以上は半数の方があまり良くないと感じている状況となっています。

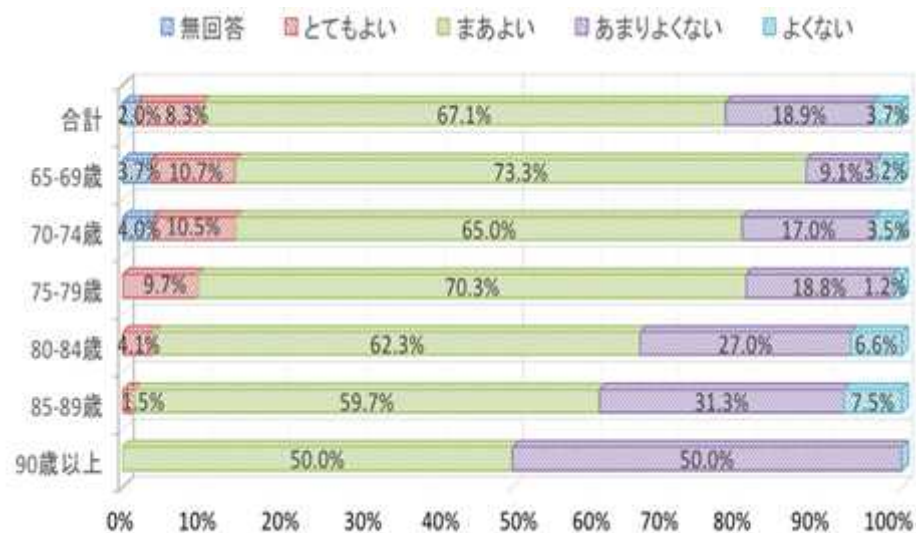
どの程度幸せかと感じるかについては、10点満点評価で点数が高い方が幸せと感じているとしたときに、「4～7点」が42.6%、「8点以上」が47.5%となっています。

生きがいがあるかについては、全体の6割程度の方が「生きがいあり」と回答しています。

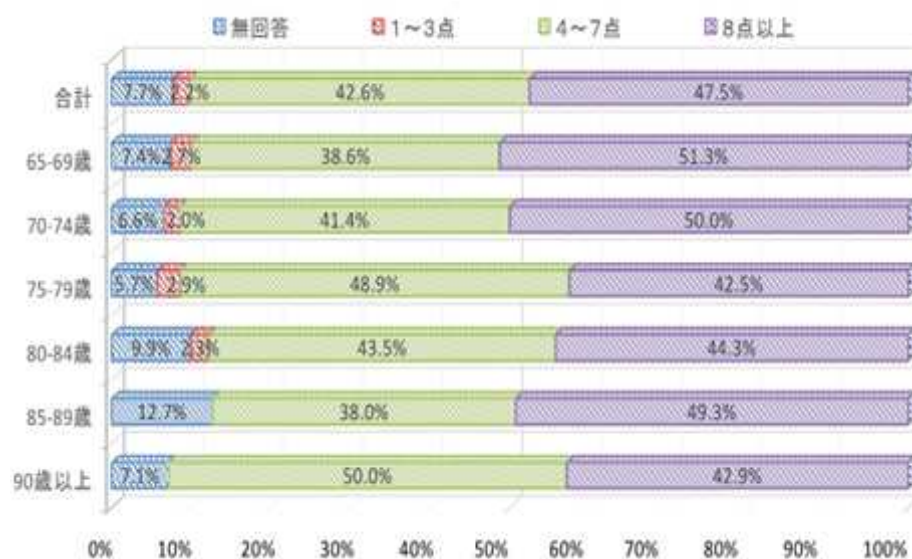
現在の暮らしの状況を経済的にどのように感じるか



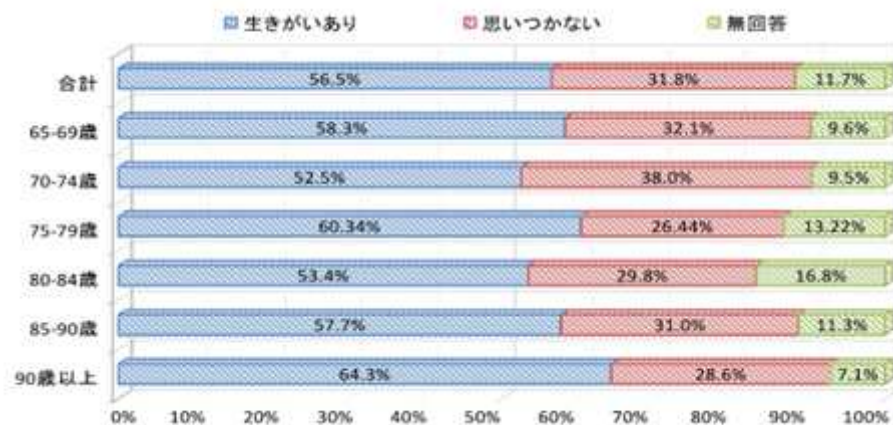
あなたの健康状態



あなたはどの程度幸せですか（10点満点評価）



生きがいはあるか



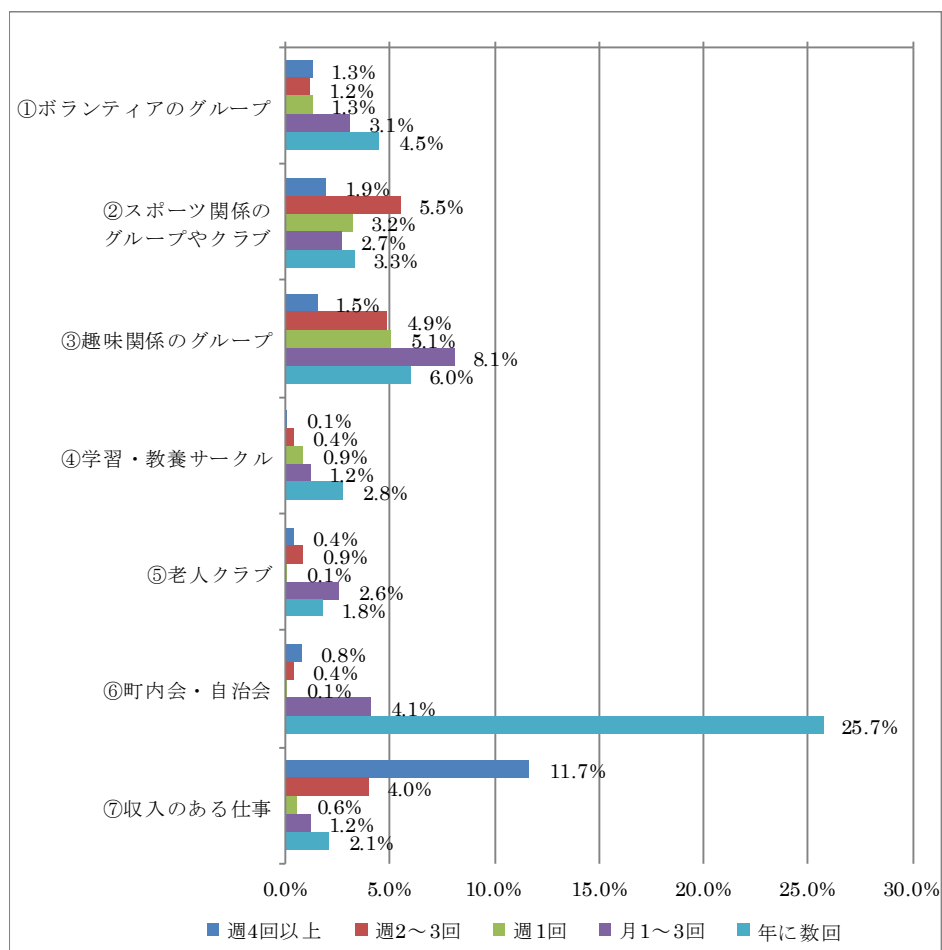
④社会参加について（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より）

高齢者（要介護1～5の方を除く）の方の社会参加状況について、各種団体やグループ等への参加頻度について、週1回以上については「収入のある仕事」が16.3%、次いで、「趣味関係のグループ」が11.5%、「スポーツ関係のグループやクラブ」が10.6%となっています。

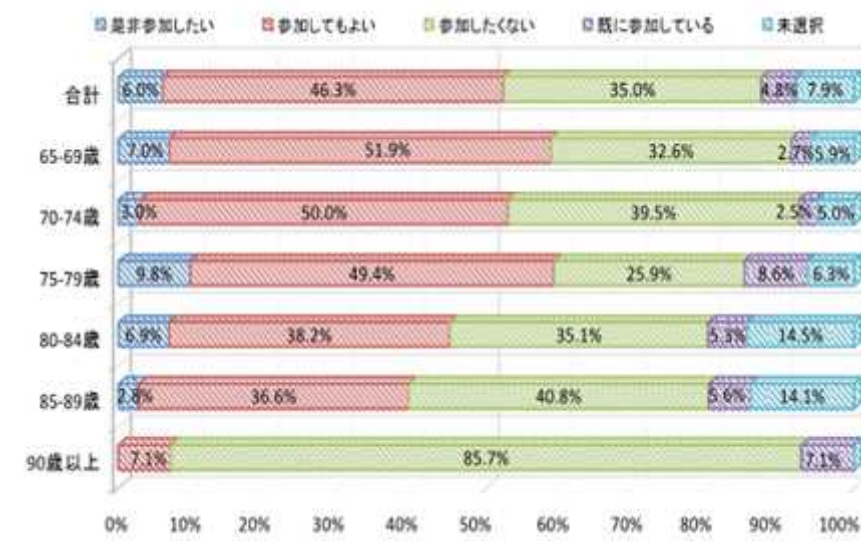
住民有志による地域づくり活動への参加意向については、年齢とともに「参加したくない」が増加していますが、参加意向の方は57.1%と約3人に2人の方は参加を肯定的に感じている状況となっています。

地域づくり活動の運営側としての参加意向については、前回調査では「参加したくない」が半数を上回っていましたが、今回調査では参加意向の方は94.7%と大多数の方が運営側としての参加を肯定的に感じている状況となっています。

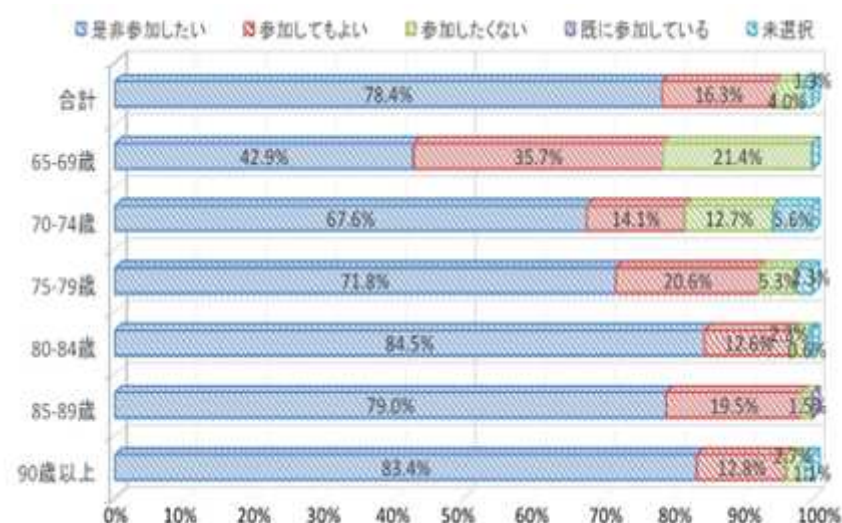
団体・グループ等への参加頻度



住民有志による地域
づくり活動に参加し
たいか



住民有志による地域
づくり活動に運営側
として参加したいか



⑤認知症高齢者の状況

認知症高齢者を判定する「認知症高齢者日常生活自立度判定基準」において、認知症自立度Ⅱ以上の方が2020年4月1日で1,526人となっており、2017年4月1日から111人減少しています。しかし、75歳以上の後期高齢者割合の増に伴い、認知症高齢者数は今後増加傾向であり、2025年度には認知症自立度Ⅱ以上の方は1,863人に到達すると見込まれます。

	65歳以上 高齢者数 a	介護認定者数 (65歳以上) b	認知症自立度 Ⅱ以上 c	高齢者数に 占める割合 c/a	介護認定者数に 占める割合 c/b
2017年度	13,675人	2,532人	1,637人	12.0%	64.7%
2018年度	13,781人	2,427人	1,568人	11.4%	64.6%
2019年度	13,788人	2,377人	1,506人	10.9%	63.4%
2020年度	13,762人	2,343人	1,526人	11.1%	65.1%
2023年度	13,775人	2,461人	1,734人	12.6%	70.4%
2025年度	13,674人	2,518人	1,863人	13.6%	74.0%

(資料：滝川市介護福祉課認定調査票より作成)

参考：認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
IIa	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等
IIb	家庭内でも上記IIの状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応等一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIIIaに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する周辺症状が継続する状態等

(資料：厚生労働省「主治医意見書記入の手引き」)

⑥介護サービス事業所の従業員の状況（介護人材実態調査より）

介護サービス事業所における管理者・ケアマネジャー・福祉用具販売等は正規職員が上回っておりますが、介護職員と看護職員は非正規職員・非常勤職員が半数近くを占める割合です。

ケアマネジャーと介護職員の採用・離職の状況では、採用者数を離職者数が上回る結果となっていますが、一方で介護職員の職種を見ますと、正規職員が増加している傾向が伺えます。

また、勤務年数別に見ますと非正規職員・非常勤職員の離職者は、3年未満の早期に離職する割合が高い状況となっています。

(単位：人)

（単位：人）

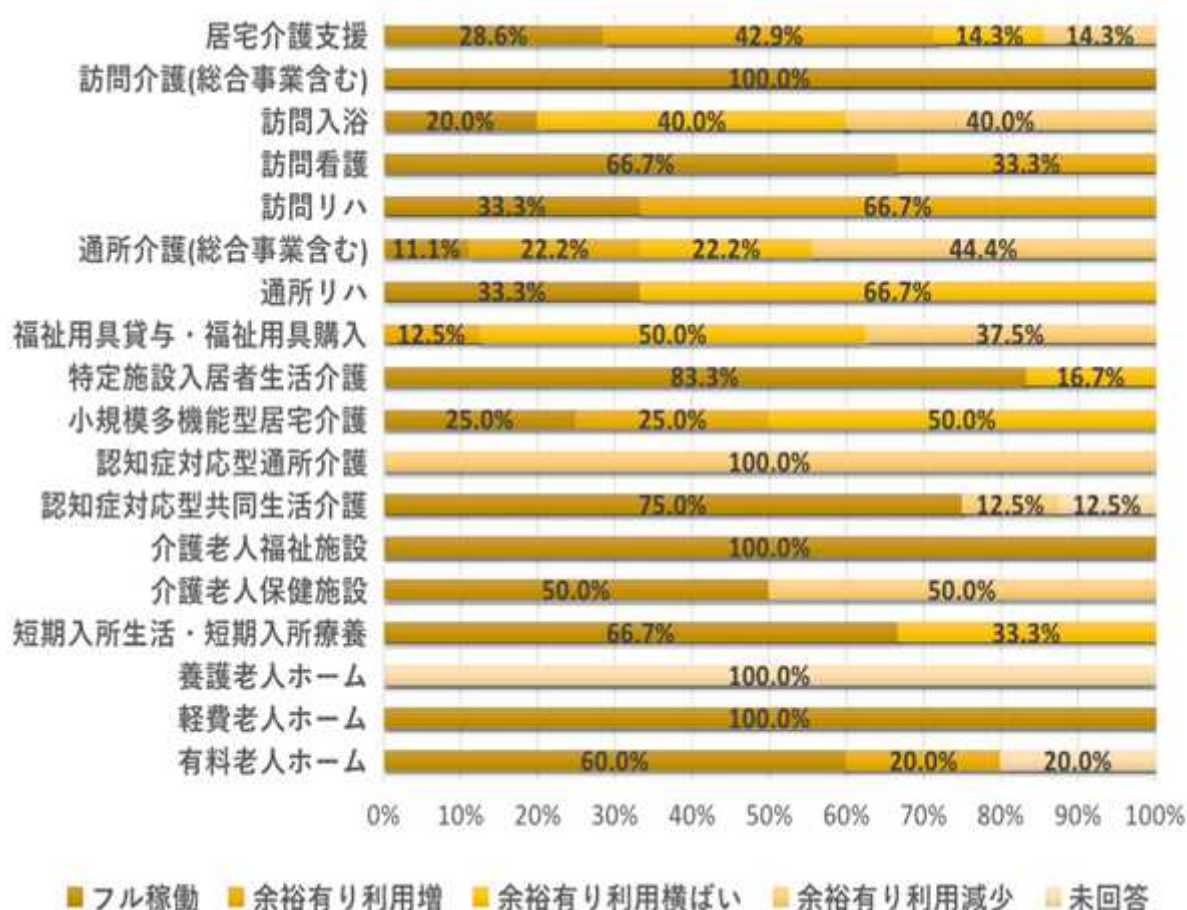
区分	常勤				非常勤職員		合計
	正規職員		非正規職員				
管理者	60	83.3%	11	15.3%	1	1.4%	72
ケアマネジャー	44	74.6%	9	15.3%	6	10.2%	59
介護職員	351	53.5%	144	22.0%	161	24.5%	656
看護職員	76	51.0%	31	20.8%	42	28.2%	149
福祉用具販売等	13	92.9%	1	7.1%	0	0.0%	14
その他	83	46.9%	32	18.1%	62	35.0%	177

(単位：人)

区分		採用者数	離職者数		勤務年数別内訳							
					1年未満		1～3年未満		3～5年未満		5年以上	
訪問系	正規職員	13	15	12.5%	8	6.7%	4	3.3%	1	0.8%	2	1.7%
	非正規職員	10	7	15.6%	1	2.2%	4	8.9%	1	2.2%	1	2.2%
	非常勤職員	10	6	15.8%	2	5.3%	1	2.6%	3	7.9%	0	0.0%
通所系	正規職員	8	7	4.5%	4	2.6%	0	0.0%	1	0.6%	2	1.3%
	非正規職員	6	5	8.3%	0	0.0%	4	6.7%	0	0.0%	1	1.7%
	非常勤職員	16	9	12.2%	1	1.4%	0	0.0%	2	2.7%	6	8.1%
施設居住系	正規職員	33	31	8.8%	13	3.7%	11	3.1%	1	0.3%	6	1.7%
	非正規職員	22	14	11.4%	7	5.7%	4	3.3%	3	2.4%	0	0.0%
	非常勤職員	21	16	10.0%	7	4.4%	6	3.8%	0	0.0%	3	1.9%

⑦介護サービス事業所のサービス提供状況（介護人材実態調査より）

居宅系のサービスについては、「提供能力にまだ余裕がある」が半数を上回っている状況となっていますが、入所施設については、「常にほぼフル稼働の状態である」との回答の割合が高く、特に「介護老人福祉施設」・「介護老人保健施設」については、利用のニーズが高く、満床の状態になっていると考えられます。



第3章 計画の基本理念、基本方針、評価・公表

1 計画の基本理念

本計画においては、団塊の世代の方々が75歳に到達する2025年（令和7年）を見据え、第6期計画から進めている「地域包括ケアシステムの構築」という目標を継承し、その実現に向けた様々な施策の深化・推進を目指して、次のとおり基本理念を定めます。

<基本理念>

市民の介護予防意識や支え合いの意識を高め、高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営み、安心して住み続けられるまちを目指します。

2 基本方針

計画の基本理念を実現するために、次の5つの基本方針を設定します。

(1) 自立支援、介護予防等の推進

■基本方針

高齢者の自立した日常生活を支援するため、介護予防等の取組を推進するとともに、生活支援サービスを充実します。

(2) 地域生活支援体制の整備

■基本方針

高齢者の住み慣れた場所での生活を支援するため、行政・事業者・地域住民がそれぞれの立場から支え合う仕組みづくりを推進します。

(3) 高齢者の住まいの確保

■基本方針

高齢者のニーズに応じた住まいが適切に提供されるように努めます。

(4) 社会参加と交流の推進

■基本方針

高齢者が生きがいをもっていきいきと暮らすことができるように、高齢者の社会参加を促進します。

(5) 介護サービス・介護予防サービスの充実

■基本方針

高齢者の住み慣れた地域での生活を支える介護サービス・介護予防サービスの充実を図ります。

3 重点目標

本計画においては、計画の基本理念を実現するための5つの基本方針に則り、「地域包括ケアシステムの構築」の実現に向けた取組を進めます。また、そのうえで本計画における優先課題として、次の取組を重点目標とし推進します。

【第8期計画における重点目標】

- ・「自立支援・重度化防止等の介護予防の取組の推進」
- ・介護人材の育成と確保
- ・認知症本人・家族への支援の充実

※第7期計画において重点的に取組を行ってきた「住民主体による地域における支え合いの仕組みの整備」と「介護保険料の抑制による市民負担の軽減」についても、引き続き取組を推進し、より一層の充実を図ります。

4 評価・公表

2017年における介護保険法の改正により、市町村及び地域包括支援センターは、本計画により実施する自立支援や介護予防等の取組、介護給付費の適正化に関する施策などについて、目標の達成状況についての分析等を行い、その実績を評価することとなりました。このような実績評価の実施により計画の適切な進行管理に努めます。

また、実績評価の結果については、市民の皆様への公表に努めます。

第8期計画の基本体系図

<基本理念>

市民の介護予防意識や支え合いの意識を高め、高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営み、安心して住み続けられるまちを目指します。

<基本方針>

- 1 高齢者の自立した日常生活を支援するため、介護予防等の取組を推進するとともに、生活支援サービスを充実します。
- 2 高齢者の住み慣れた場所での生活を支援するため、行政・事業者・地域住民がそれぞれの立場から支え合う仕組みづくりを推進します。
- 3 高齢者のニーズに応じた住まいが適切に提供されるように努めます。
- 4 高齢者が生きがいをもっていきいきと暮らすことができるように、高齢者の社会参加を促進します。
- 5 高齢者の住み慣れた地域での生活を支える介護サービス・介護予防サービスの充実を図ります。

○高齢者保健福祉計画の概要

1 自立支援、介護予防等の推進

- ①介護予防・日常生活支援総合事業 ②健康づくりによる介護予防の推進 ③その他の生活支援事業
④家族介護者への支援の充実

2 地域生活支援体制の整備

- ①地域包括支援センターによる支援 ②在宅医療・介護連携の推進 ③認知症施策の推進
④地域における支え合いの推進 ⑤介護人材の育成と確保 ⑥災害・感染症対策に係る体制整備

3 高齢者の住まいの確保

- ①公営住宅の整備 ②民間住宅等の整備 ③養護老人ホーム

4 社会参加と交流の推進

- ①高齢者の生きがいづくり ②高齢者の積極的な社会参加の促進

5 介護サービス・介護予防サービスの充実

- ①居宅介護サービス(介護予防サービス) ②施設介護サービス ③地域密着型サービス(地域密着型介護予防サービス)

○介護保険事業計画の概要

1 介護保険事業等の見込み

2 介護保険料について

3 介護保険事業の円滑な運営のために

第2部 高齢者保健福祉計画

第2部 高齢者保健福祉計画

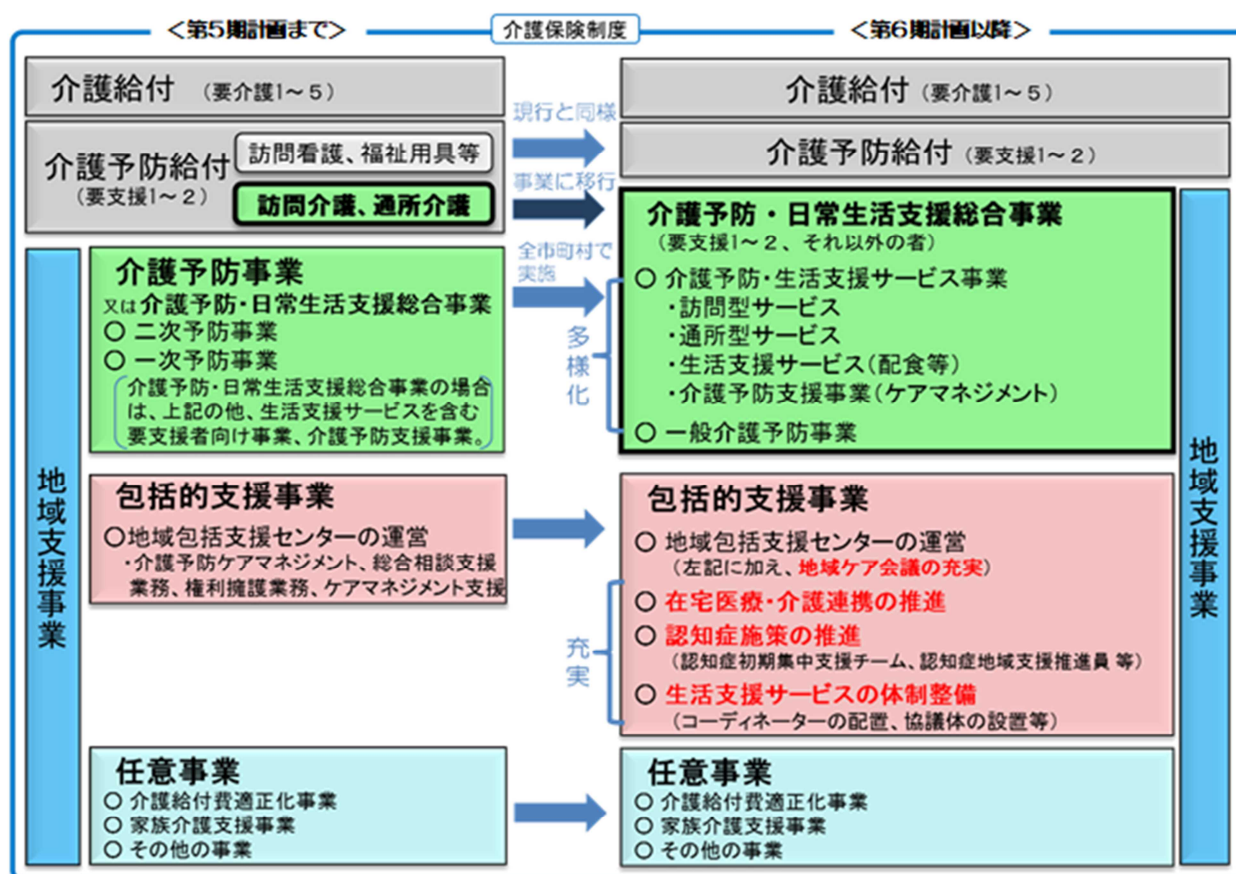
第1章 自立支援、介護予防等の推進

介護予防・日常生活支援総合事業

1 介護予防・日常生活支援総合事業

2015年（平成27年）における介護保険制度の改正により、要支援1・2の認定を受けた方（要支援者）に提供されていた「訪問介護」と「通所介護」が「介護予防給付」から「地域支援事業」の新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行されました。

この介護予防・日常生活支援総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つの事業で構成され、「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援1・2の認定を受けた方か、基本チェックリスト^{注2}による判定で要支援者に相当する状態の方（介護予防・生活支援サービス事業対象者）が、「一般介護予防事業」は、65歳以上の全ての高齢者が対象となります。



（資料：厚生労働省資料より作成）

「介護予防・日常生活支援総合事業」については、地域の実情に応じて、地域資源を活用し要支援者等に対する効果的・効率的な支援等を行うことが可能になるものであり、2017年4月までにすべての市町村が移行することとされました。（※滝川市においては、2016年3月1日移行）

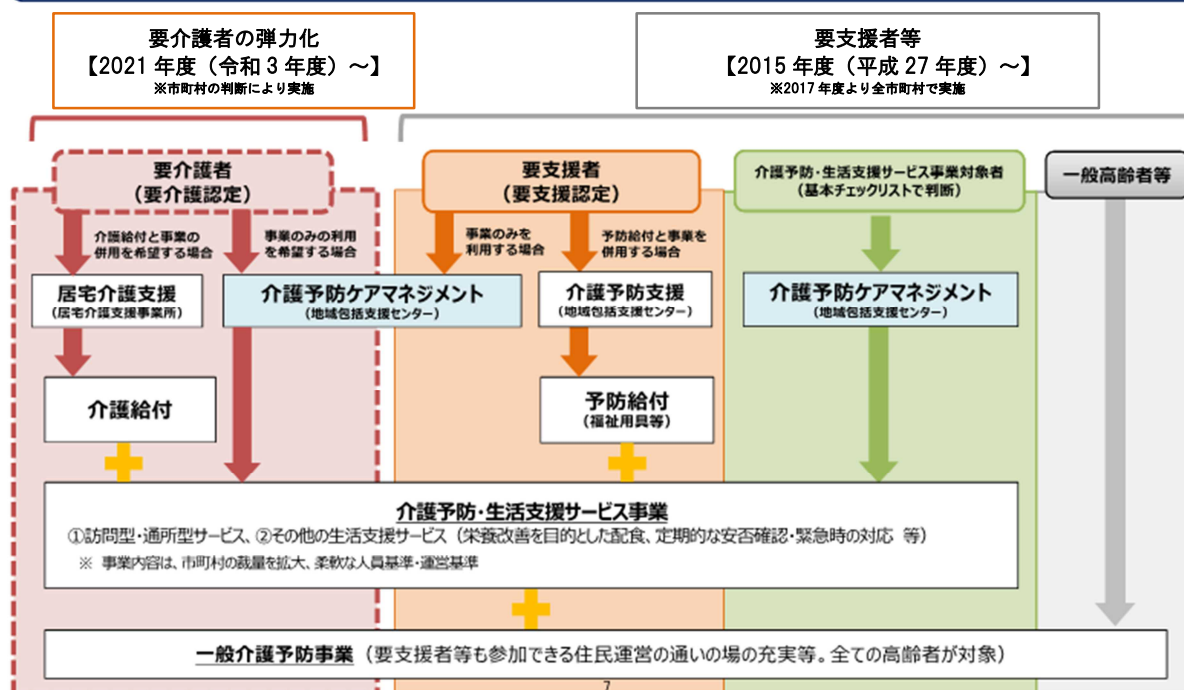
注2)「基本チェックリスト」:「介護予防・生活支援サービス事業対象者」や「要介護状態になるおそれのある高齢者」を判定するために用いる25項目からなるチェックリスト

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画しながら、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指すものとして、2017年4月（平成29年）から全ての市町村で実施しています。

こうした中、2019年12月（令和元年）に取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」（社会保障審議会介護保険部会）（以下「意見書」という。）では、総合事業の効果的な推進に向けて、総合事業の対象者が要支援者等に限定されており、要介護認定を受けると、それまで受けていた総合事業のサービスの利用が継続できなくなる点について、本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続することを可能とする観点から、介護保険の給付を受けられることを前提としつつ、弾力化を行うこと、国がサービス価格の上限を定める仕組みについて、市町村が創意工夫を発揮できるようにするため、弾力化を行うこと等の内容が明記されたところであり、これらを踏まえ、2021年度（令和3年度）からは、以下の取扱いを予定しています。

総合事業の対象者の弾力化

- 要支援者等に限定されている介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）の対象者について、**要介護認定を受けた場合も介護保険の給付が受けられることを前提としつつ、地域とのつながりを継続する観点から、弾力化を行う。**
- 令和3年度からは、要支援者等に加えて、**市町村の判断により、要介護者についても、総合事業の対象とすることを可能とする。**



（資料：全国介護保険担当課長会議資料より作成）

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

①介護予防・生活支援サービスの実施

【事業概要】

地域の実情に応じて、高齢者の自立支援や介護予防につなげるための多様な介護予防・生活支援サービスを実施します。現在、滝川市が実施しているサービスは次のとおりです。

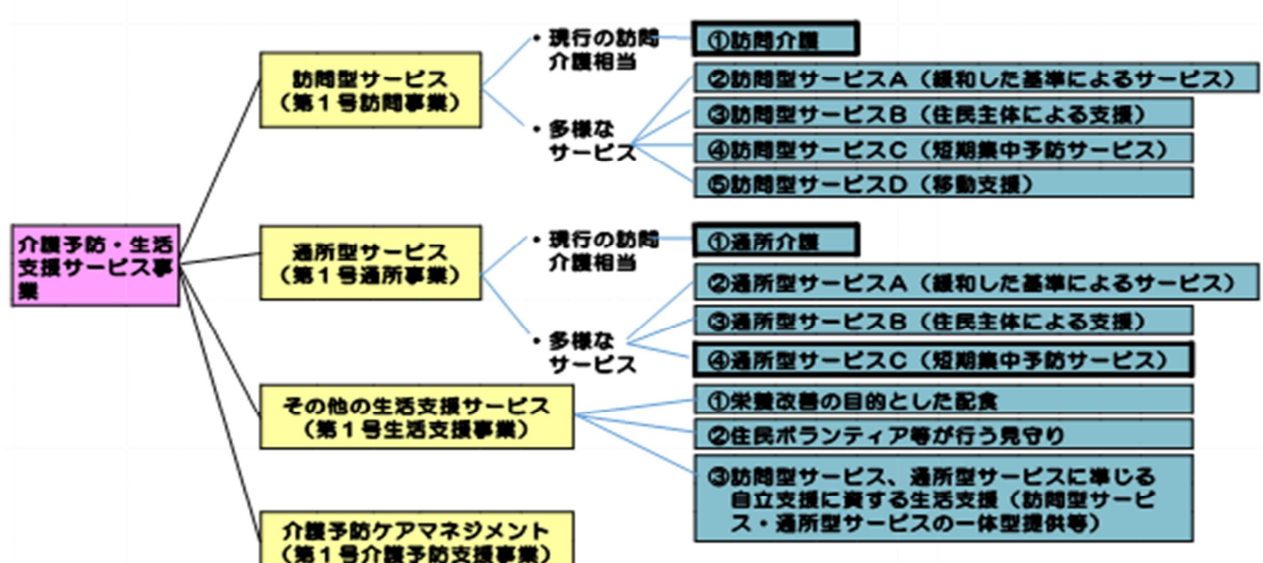
サービスの類型	サービス名
訪問型サービス	滝川市訪問介護相当サービス (従来の介護予防訪問介護相当のサービス)
	滝川市訪問型サービスC (口腔ケア・栄養改善)
通所型サービス	滝川市通所介護相当サービス (従来の介護予防通所介護相当のサービス)

介護予防・生活支援サービスは、従来の介護予防給付のサービスと異なり、市町村の裁量により、運営や単価などの基準を定めることが可能であるため、地域の関係者により構成する協議体を組織しての検討や、市内事業者など関係団体等からの意見等を踏まえて、地域の実情に応じた多様なサービスの充実を図ります。

○介護予防・生活支援サービスに係る給付状況

事業名	2017 年度		2018 年度		2019 年度	
	件数	給付費	件数	給付費	件数	給付費
滝川市訪問介護相当サービス事業	1,742 件	29,689,302 円	1,802 件	30,970,423 円	1,825 件	30,961,966 円
滝川市通所介護相当サービス事業	3,072 件	92,414,707 円	3,076 件	92,414,707 円	3,211 件	94,014,817 円
高額介護予防サービス費相当事業等	58 件	200,578 円	40 件	111,602 円	37 件	199,560 円

介護予防・生活支援サービスの構成



(資料：厚生労働省資料より作成)

【事業概要】

○介護予防ケアマネジメント実施状況

類型	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度見込
ケアマネジメントA *注4	2,970 件	2,900 件	3,143 件	3,055 件
ケアマネジメントB *注4	605 件	574 件	253 件	0 件

※明らかに要介護1以上と判断できる場合
※介護予防訪問看護等の利用が必要な場合

利用者 → 市町村の窓口相談 → チェックリスト → 要介護認定申請 → 認定調査 → 医師の意見書 → 要介護認定

要介護認定 → 要介護1、要介護5 → サービス事業対象者 → 介護サービス計画 → 介護給付

要介護認定 → 要支援1、要支援2 → サービス事業対象者 → 介護予防サービス計画 → 介護予防給付

要介護認定 → 非該当(サービス事業対象者) → 介護予防ケアマネジメント → 介護予防・生活支援サービス事業

介護給付

- 施設サービス
 - ・特別養護老人ホーム
 - ・介護老人保健施設
 - ・介護療養型医療施設
- 居宅サービス
 - ・訪問介護・訪問看護
 - ・通所介護・短期入所 など
- 地域密着型サービス
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ・小規模多機能型居宅介護
 - ・夜間対応型訪問介護
 - ・認知症対応型共同生活介護 など

介護予防給付

- 介護予防サービス
 - ・介護予防訪問看護
 - ・介護予防通所リハビリ
 - ・介護予防居宅療養管理指導 など
- 地域密着型介護予防サービス
 - ・介護予防小規模多機能型居宅介護
 - ・介護予防認知症対応型通所介護 など

総合事業

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス
- 一般介護予防事業 (※全ての高齢者が利用可)
 - ・介護予防普及啓発事業
 - ・地域介護予防活動支援事業
 - ・地域リハビリテーション活動支援事業など

※明らかに介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断できる場合

(資料：厚生労働省)

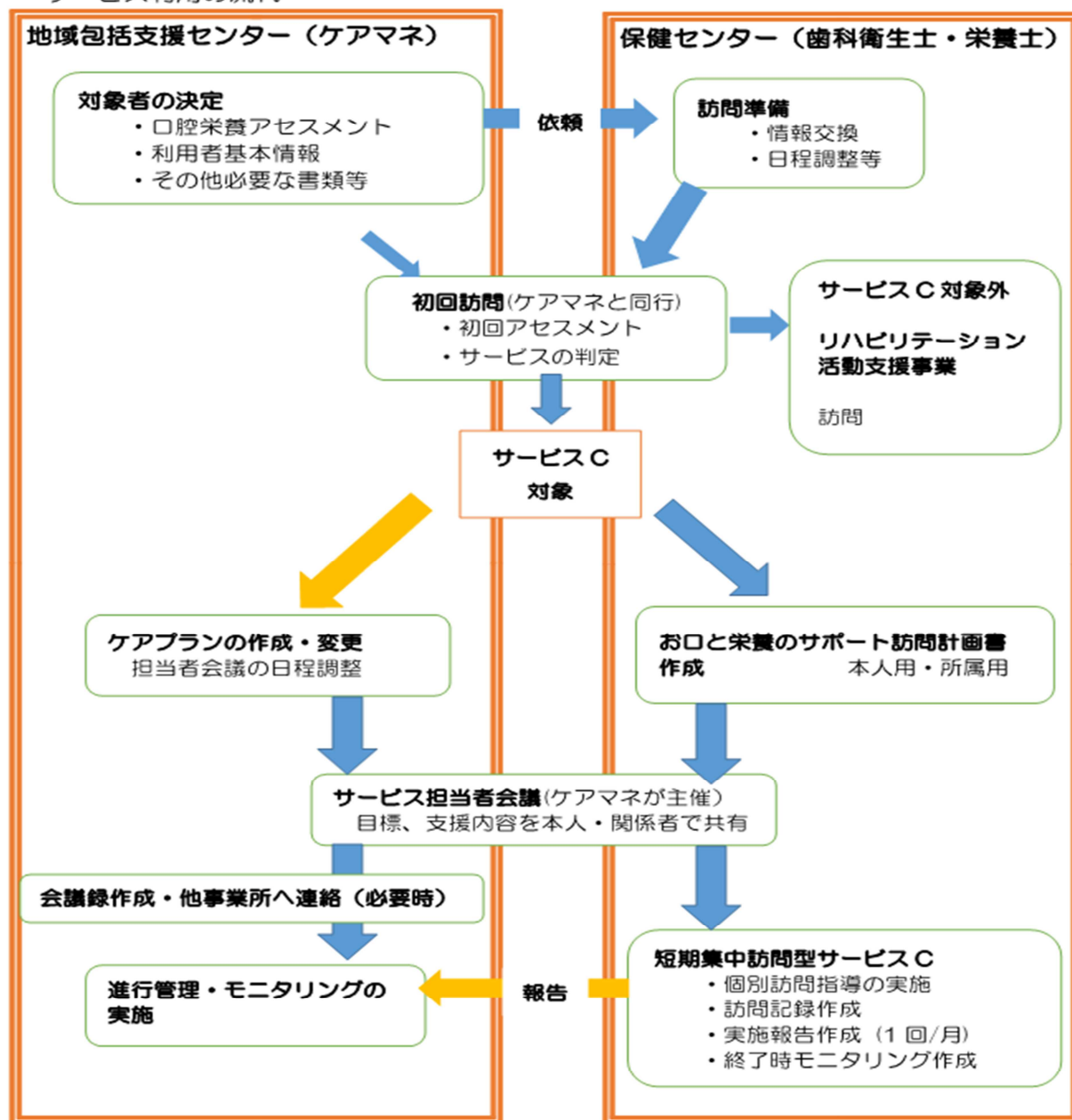
注3)「介護予防ケアマネジメント」：地域包括支援センターが要支援者や事業対象者に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成するもの
注4)「ケアマネジメントA、B」：介護予防ケアマネジメントの種類で、3か月ごとにモニタリングを実施する介護予防サービス計画と同水準のものが「ケアマネジメントA」、モニタリングは必要に応じて実施すれば良い簡略化した介護予防ケアマネジメントが「ケアマネジメントB」、モニタリングは不要で初回のための最も簡略された介護予防ケアマネジメントが「ケアマネジメントC」となる。

③訪問型サービスC（短期集中予防サービス）の実施

【事業概要】

訪問型サービスCは、要介護認定で「要支援1，2及び基本チェックリスト」に該当された方の機能低下の状況に応じて、専門職が生活面や健康面の指導を集中的に行うことにより、利用者が目的意識をもって日常生活を送れるように支援するものであり、滝川市においては、歯科衛生士、栄養士等が自宅を訪問し、口腔ケアや栄養状態の改善を短期集中的（3～6か月）に行います。

サービス利用の流れ



【計 画】

住み慣れた家で、できるだけ自立した生活が送れるように、健康管理の維持改善のために、必要に応じて、かかりつけ医師及びかかりつけ歯科医師と連携して、栄養や食生活及び口腔機能の低下予防等についてアドバイスを行い、衛生や調理を含む ADL（日常生活動作）改善や地域の活動（料理教室やいきいき百歳体操等）に参加できるように支援します。

(2) 一般介護予防事業

通いの場をはじめとする一般介護予防事業は、住民主体を基本としつつ、効果的な専門職の関与（自立支援サポート会議、短期集中予防サービスなど）も得ながら、従来の介護予防の取組にとどまらず多様な関係者（後期高齢者医療広域連合等）や事業者と連携し充実を図ります。

①介護予防把握事業

【事業概要】

保健・医療・福祉の関係部門と連携し、次のような機会を活用して、基本チェックリストを用いて介護予防が必要と思われる高齢者の健康状態などを把握し、地域体操教室や温泉教室、歯科検診・相談、栄養相談や料理教室の紹介などを行っています。

- ・75歳以上で介護サービスを利用していない在宅高齢者の訪問調査（毎年調査対象地区を設定し計画的に実施）
- ・介護予防講座や温泉健康セミナーなどの参加者
- ・本人や家族からの窓口や電話での相談
- ・主治医や民生委員など関係機関や地域からの提供情報
- ・要介護認定における非該当者の情報

○介護予防把握事業実施状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
基本チェックリスト実施数	1,306人	1,343人	1,496人	1,500人
介護予防必要高齢者数	93人	331人	370人	370人

※介護予防が必要と認められた方には、通所型サービスA、地域体操教室等を紹介し、サービス（事業）利用につなげた。

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
基本チェックリスト実施数	1,500人	1,500人	1,500人

【計画】

介護予防が必要と思われる高齢者の実態を把握するために、引き続き関係機関等と連携し、あらゆる機会を通じて情報収集に努めます。

また、閉じこもりは高齢者の寝たきりを引き起こす要因と位置付けられていることから、把握した情報を活用し、一般介護予防事業への参加指導に役立てます。

②介護予防普及啓発事業

ア 介護予防講座

【事業概要】

介護予防に関する知識や情報を提供し、日常生活の機能向上、介護予防意識の向上を図るため、65歳以上の高齢者を対象に介護予防講座を実施しています。

○介護予防講座開催状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
開催回数	12回	31回	39回	5回
延参加者数	341人	712人	982人	100人

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
開催回数	10回	15回	15回
延参加者数	200人	300人	300人

【計 画】

市民の介護予防意識の向上を図るために、専門職（理学療法士、作業療法士、栄養士、歯科衛生士、保健師など）による膝痛・転倒予防、低栄養予防、口腔ケア等の知識講座の設定や、小学校区単位での開催やいきいき百歳体操と組み合わせて開催するなど、より多くの市民に啓蒙啓発を図ります。

新型コロナウイルス感染症対策のため、開催毎の参加人数や講話時間を工夫して実施します。また、パンフレット等の媒体やラジオを利用し介護予防講座の周知を図ります。

イ 生涯げんき教室（高齢者運動推進事業）

【事業概要】

運動による体力づくり、転倒予防などの介護予防を促進するため、65歳以上の高齢者を対象に、民間の温水プールを活用した水中運動や、自宅で継続可能な運動の技術的な指導を実施しています。新型コロナウイルス感染予防のため、令和2年度は年間定数を50名から20名に変更し実施しています。

○生涯げんき教室参加状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
実施回数	24回	24回	24回	24回
実参加者数	50人	50人	29人	10人
延参加者数	405人	457人	415人	120人

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
実施回数	24回	24回	24回
実参加者数	20人	30人	30人
延参加者数	160人	250人	250人

【計 画】

運動継続を目的とし、自宅でもできる運動、ウォーキングの姿勢指導、足腰への負担がかかりにくい水中運動という特徴を生かすとともに、健康運動指導士の指導により効果的に高齢者の運動による健康づくりを促進します。

ウ 料理作りのつどい

【事業概要】

低栄養状態の予防、自立した日常生活を推進するため、65 歳以上の高齢者を対象に、料理作りのつどいや地域料理教室を実施しています。

○料理作りのつどい・地域料理教室実施状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
料理作りのつどい開催回数	12回	12回	10回	9回
地域料理教室開催回数	4回	2回	1回	0回
延参加者数	229人	174人	150人	42人

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
料理作りのつどい開催回数	12回	12回	12回
地域料理教室開催回数	3回	3回	3回
延参加者数	132人	132人	132人

【計 画】

新型コロナウイルス感染症対策を講じた「料理作りのつどい」を継続的に開催し、あわせて「地域料理教室」を行うことにより参加する場所の選択肢を広げます。

毎日 10 品目の食品群を摂取することを目標とした「テイク 10」を活用し、低栄養予防の取組を推進します。

エ 高齢者口腔ケア教室

【事業概要】

健康維持と介護予防において重要な口腔機能を低下させないために、市内老人クラブ等を対象に、口腔内観察、健康講話、口腔ケアなどを行っています。

○高齢者口腔ケア教室実施状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
開催回数	24回	30回	31回	12回
延参加者数	353人	495人	522人	180人

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
開催回数	20回	20回	20回
延参加者数	250人	250人	250人

【計 画】

口腔ケアの重要性やオーラルフレイルについての普及啓発に努め、適切な口腔ケアの習慣づけや、口腔機能の低下・誤嚥性肺炎の予防を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症対策に考慮して行うため、集団だけではなく個別でもオーラルフレイルを早期に発見し予防する体制を整えます。

オ 老人クラブ巡回相談

【事業概要】

身近な場所で看護師による専門的な健康相談を受ける機会を創出して高齢者の介護予防・健康増進等を支援するため、看護師による定期的な老人クラブ巡回を実施し、健康相談、血圧測定、健康講話などを行っています。

○老人クラブ巡回相談実施状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
相談実施回数	192回	176回	150回	90回
延参加者数	2,067人	2,076人	1,719人	1,000人

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
相談実施回数	150回	150回	150回
延参加者数	1,500人	1,500人	1,500人

【計 画】

定期的な健康相談、血圧測定等の実施により、高齢者の状態の変化を早期に発見し、早期対応を図ります。

また、滝川市立病院や健康づくり課、地域包括支援センター等の連携による包括的・継続的な対応の実施に努めます。

カ ますますげんき教室（旧温泉健康セミナー）

【事業概要】

介護予防チェックリストにより、外出の機会が少なくなり、運動機能などが低下している高齢者を対象として、ますますげんき教室を実施し、週1回、血圧測定・健康チェック・百歳体操・ミニ講座（栄養・歯科・転倒防止等）を実施しています。

○ますますげんき教室参加状況

【実績】

		2019年度	2020年度
実施回数		74 回	68 回
延参加者数	実人数	29 人	30 人
	延人数	768 人	780 人

※ 2019年度まで通所サービスAとして実施、2020年度より一般介護予防事業へ

○講座参加状況

【実績】

	2019年度		2020年度	
	回数	延人数	回数	延人数
介護予防講座	2 回	21 人	2回	15 人
栄養講座	0 回	0 人	2回	15 人
歯科講座	4 回	41 人	2回	15 人
屋外活動	2 回	17 人	2回	15 人

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
実施回数	80回	80回	80回
実参加者数	32人	34人	36人
延参加者数	800人	840人	880人

【計 画】

閉じこもりの防止や介護予防のため、週1回の有効な外出機会として、通所による運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、参加者の交流促進を図ります。なお、本事業については、参加者の参加費は送迎もあわせて1回100円で実施しております。

③地域介護予防活動支援事業

ア 地域体操教室（いきいき百歳体操教室）支援事業

【事業概要】

地域における介護予防拠点・住民主体の通いの場として、「いきいき百歳体操サポーター養成講座」を修了したサポーター（ボランティア）が中心となり、町内会、老人クラブなどと協力して、いきいき百歳体操（運動機能向上）、かみかみ百歳体操（口腔機能向上）、しゃきしゃき百歳体操（認知機能低下予防）などの介護予防活動や茶話会などの住民同士の交流活動等の取組を行う地域体操教室「いきいき百歳体操教室」の運営支援を実施しています。また、他の地域の「いきいき百歳体操教室」のサポーター・参加者との交流や、介護予防の重要性について理解を深めることなどを目的として、年1回いきいき百歳体操交流大会を開催し、90歳以上の参加者の表彰や知識・技術の向上のための講演等を実施しています。

○地域体操教室開催状況

【実績】

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
開催地区数		24地区	26地区	28地区	23地区
延実施回数		1,074回	1,127回	1,150回	600回
参加者	実人数	669人	713人	698人	450人
	延人数	15,166人	19,122人	18,978人	9,000人
サポーター	実人数	151人	173人	191人	150人
	延人数	4,978人	5,810人	5,814人	2,000人

※サポーター人数は実際に活動している人数とした。

【目標】

		2021年度	2022年度	2023年度
開催地区数		23地区	24地区	25地区
延実施回数		1,000回	1050回	1,100回
参加者	実人数	450人	500人	600人
	延人数	10,000人	12,000人	13,000人
サポーター	実人数	150人	160人	200人
	延人数	2,000人	2,200人	2,500人

○いきいき百歳体操交流大会開催状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
参加者数	271人	243人	274人	—
90歳以上表彰者数	10人	10人	12人	9人

※2020年度（令和2年度）は、いきいき百歳体操交流大会は新型コロナウイルス感染症の影響で実施しなかったが、各会場で表彰のみ実施

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
参加者数	50人	50人	50人
90歳以上表彰者数	1名	1名	1名

【計 画】

地域体操教室は、週1回程度の運動を継続的に行うことで、高い介護予防効果につながる取組であると同時に、運営の中心となるサポーターにとっても自身の介護予防・社会参加につながる取組であることから、「支えあい・いきいきポイント事業」との連携や市の支援体制の強化等を図り、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施しつつ開催地区の拡大や参加者数の増加に努めます。

各開催会場のネットワークの充実と知識・技術の向上を図るため、今後は小学校区ごとのいきいき百歳体操交流大会を開催します。

また、学習会や茶話会などの住民同士の交流活動等の取組を促進し、地域における支え合いにつながる住民主体の通いの場としての機能を高めるための支援に努めます。

イ いきいき百歳体操サポーター養成講座

【事業概要】

地域体操教室の運営を行う「いきいき百歳体操サポーター」を養成するため、介護予防の知識向上や体操の実技などの研修を行う養成講座を実施しています。

また、サポーターのレベルアップを図るため、スキルアップ研修等を行っているほか、市内介護サービス事業所等の職員を対象に、運動メニューの拡大と、百歳体操参加者が介護サービス等の利用後においても運動を継続できるように、研修会を実施しています。

○サポーター養成講座実施状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
講座開催回数	2回	2回	2回	2回
実参加者数	36人	16人	15人	8人
修了者総数（H18～）	254人	270人	285人	293人

※講座は1回につき3日間開催

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
講座開催回数	2回	2回	2回
実参加者数	15人	15人	15人
修了者総数（H18～）	308人	323人	338人

○サポータースキルアップ講座・情報交換会研修実施状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
開催回数	3回	3回	2回	2回
延参加者数	135人	188人	127人	50人

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
開催回数	2回	2回	2回
延参加者数	50人	50人	50人

○介護サービス事業所等職員研修会開催状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
実参加者数	10人	11人	12人	2人
延参加者数	100人	111人	123人	125人

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
実参加者数	5人	5人	5人
延参加者数	130人	135人	140人

【計 画】

引き続きサポーター養成講座等を実施し、いきいき百歳体操サポーターの充実に努めます。
特に、地域体操教室の開催地区拡大の取組を踏まえ、計画的なサポーター養成に努めます。

ウ 支えあい・いきいきポイント事業

【事業概要】

高齢者の社会参加活動と介護予防活動を通じた地域における介護予防の推進を図るため、ボランティア活動を行った方や地域体操教室の参加者に対して、活動に応じたポイントを付与し、クオカードや図書カード等による還元を行う事業を実施しています。

○支えあい・いきいきポイント事業実施状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
支えあいポイント登録者数	203人	237人	251人	230人
いきいきポイント登録者数	416人	651人	741人	500人
施設等登録件数	51件	53件	53件	53件

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
支えあいポイント登録者数	260人	270人	280人
いきいきポイント登録者数	600人	650人	700人
施設等登録件数	54件	54件	55件

【計 画】

地域体操教室及び滝川市社会福祉協議会（滝川市ボランティアセンター）と連携し、介護予防の推進や地域における支え合いの担い手となる、ボランティアの育成促進につながる事業の推進に努めます。

また、介護予防事業や介護福祉施設などでのボランティア活動については、現在 65 歳以上としている支えあいポイントの登録者を 40 歳まで引き下げること検討します。

エ 生きがいと健康づくり事業（老人クラブによる地域活動支援）

【事業概要】

高齢者の外出機会の拡大と社会参加活動を促進し、高齢者の生きがいづくりと健康の維持・増進に資するため、老人クラブが行う道路や公園、公共施設等の花壇づくりや草刈り、清掃等の環境整備活動に対し支援しています。

○生きがいと健康づくり事業実施状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
参加クラブ数	15クラブ	15クラブ	14クラブ	15クラブ

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
参加クラブ数	15クラブ	16クラブ	16クラブ

【計 画】

滝川市老人クラブ連合会や各单位老人クラブの協力を得て、参加クラブの拡大に向け事業を推進します。

オ 自立支援短期宿泊事業

【事業概要】

65 歳以上の要支援・要介護認定を受けていない高齢者で、生活の改善や体調の調整のため、一時的に施設入所が必要な方に対し、短期間（最大 7 日間）の施設入所を支援しています。

○自立支援短期宿泊事業利用状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数	0人	0人	1人	0人

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	1人	1人	1人

【計 画】

家族の負担軽減や緊急時における一時的な施設入所の対応が必要な方にサービスが提供できるよう、町内会、民生委員等との連携を図るとともに、市民への周知に努めます。

カ 介護予防サロン事業

【事業概要】

高齢者の健康の維持、要介護状態の予防につながる、住民主体の通いの場の開催者に対し、高齢者の参加人数に乗じた補助金を交付し、開催を支援します。

【実績】

	2020年度
開催回数	2か所
延参加者数	6,180人

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
開催サロン数	2か所	2か所	3か所
延参加者数	6,540人	6,700人	6,700人

【計 画】

既存の介護予防サロンの開催支援のほか、新たなサロン開催へ向け、地域の団体・グループへ向けて情報提供して行きます。認知症の人でも気軽に参加できるサロンとなるよう支援します。

キ 高年齢者の雇用対策

【事業概要】

65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない高年齢者が、就労を通じて介護予防と自身の健康増進、さらにいくつになっても働けるという自信と、新たな収入を得る喜びを見つける事を目的とし、介護保険ヘルパーには依頼できないことや、民間サービスよりも安価で手軽に頼める業務のニーズを洗い出した上で、シルバー人材センターと連携して雇用を創出し、斡旋します。

④一般介護予防事業評価事業

【事業概要】

地域の実情に応じた効果的かつ効率的な介護予防の取組を推進するため、定期的に介護予防の取組状況等に関する評価を実施します。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

【事業概要】

脳卒中や骨折などの急性期や回復期、閉じこもりや虚弱など高齢者の状態に合わせた自立支援、介護予防、要介護状態等の軽減・重度化防止を強化するため、医療機関のリハビリ専門職との連携などリハビリ専門職の体制を強化し、リハビリ専門職が関与する次の取組を推進し、介護サービスからの卒業や自立を支援します。

ア 地域ケア会議やサービス担当者会議^{*注5}への関与

地域ケア会議やサービス担当者会議に参加し、日常生活に支障のある生活行為の要因、改善方法など介護予防ケアマネジメントに対するアドバイスをを行います。

○地域ケア会議（自立支援サポート会議含む）の専門職の参加回数

【実績】

		2019年度	2020年度
地域ケア会議	作業療法士	8回	2回
自立支援サポート会議	薬剤師	1回	10回
	理学療法士	2回	10回
	作業療法士	5回	10回
	歯科衛生士	5回	10回
	栄養士	5回	10回

【目標】

		2021年度	2022年度	2023年度
地域ケア会議	作業療法士	5回	5回	5回
自立支援サポート会議	薬剤師	12回	12回	12回
	理学療法士	12回	12回	12回
	作業療法士	12回	12回	12回
	歯科衛生士	12回	12回	12回
	栄養士	12回	12回	12回

イ 住民主体の通いの場への関与

地域体操教室会場などの住民主体の通いの場を訪問し、運動法や認知症予防の指導、世話役に対する指導などを行い、要介護状態になっても参加し続けることのできる通いの場づくりを支援します。

ウ 通所や訪問への関与

居宅介護支援事業所などからの依頼や相談により、要介護認定の有無にかかわらず高齢者世帯へより積極的に家庭訪問を行い、本人・家族・関係介護職などに対し、作業療法士は生活改善のための運動プログラムの提案、動きやすい住環境の調整などの助言等を、歯科衛生士は、口腔の衛生状態を保つための口腔ケアについて、栄養士は低栄養を予防するなどの栄養状態の改善についての助言などを行います。

【実績】 訪問回数

	2019年度	2020年度
作業療法士	174	120
歯科衛生士	108	80
栄養士	13	10

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
作業療法士	150	150	150
歯科衛生士	100	100	100
栄養士	20	20	20

エ リハ職ネットワーク会議

医療と介護の連携等を深めるために、市内の医療機関や介護保険事業所のリハビリテーション専門職と介護支援専門員等による研修会や施設見学会などを実施します。

【計画】

在宅で生活する高齢者の介護予防や自立支援のために、リハビリテーション専門職（作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、栄養士など）の地域ケア会議への参画を定着させ、家庭訪問を増やします。

また、市内の医療機関や介護保険事業所のリハビリテーション専門職と介護支援専門員等の連携等を推進し、高齢者の自立を支援し生活の質の向上を目指します。

注5)「サービス担当者会議」：ケアプランの策定に当たって介護支援専門員（ケアマネージャー）が開催する会議であり、要介護者・要支援者・介護予防・生活支援サービス事業対象者とその家族、ケアマネージャー、利用者のサービス提供に関連するサービス事業所の担当者などで構成される会議。ケアマネージャーによって課題分析された結果をもとに、要介護者等と家族に提供されるケアプランを協議し、本人の了承を経てサービス提供につなげる。

2 健康づくりによる介護予防の推進

(1) 障がい者等歯科保健医療サービス推進事業

【事業概要】

心身に障がいがあり、歯科治療や歯科指導を受けることが困難な方に対し、口腔機能の維持・向上を図るため、介護サービス事業所や介護支援専門員（ケアマネージャー）との連携、滝川市歯科医会の協力のもと、口腔状況や生活状況などの実態調査、口腔衛生指導、歯科検診を実施しています。

○障がい者等歯科保健医療サービス推進事業実施状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
訪問実態調査	22人	26人	20人	15人
訪問口腔衛生指導	148人	108人	102人	100人
訪問歯科検診	0人	0人	0人	0人

※訪問歯科検診は、訪問実態調査の結果、必要者に対して行う。

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
訪問実態調査	20人	20人	20人
訪問口腔衛生指導	120人	120人	120人
訪問歯科検診	1人	1人	1人

【計 画】

今後も介護サービス事業所や介護支援専門員（ケアマネージャー）と連携し、滝川市歯科医会の協力を得ながら実態調査、口腔衛生指導等を継続するとともに、口腔ケアへの理解のための普及啓発に努めます。

(2) 生活習慣病予防・介護予防に関する健康教育

【事業概要】

生活習慣病や要介護状態等の予防、健康づくりの知識の普及を図るため、青壮年期からの健康の保持・増進を目的として、各種健康教育事業を実施しています。

○ヘルシーエクササイズ実施状況

運動習慣の定着と健康増進に取り組む機会とするために、簡単なストレッチや筋力運動を行います。

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
回数	43回	42回	40回	31回
延人数	2,690人	2,734人	2,315人	620人

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
回数	43回	43回	43回
延人数	2,800人	2,800人	2,800人

○その他依頼による健康教室実施状況

企業や地域のグループから健康に関する講話の依頼を受けて実施します。

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
開催回数	12回	10回	9回	3回
延参加者数	483人	444人	528人	90人

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
開催回数	5回	5回	5回
延参加者数	120人	120人	150人

【計 画】

特に青壮年期の生活習慣の改善が将来の介護予防へとつながっていくため、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施しつつ生活習慣病予防講座や企業への健康教育を行い、青壮年期の健康意識の普及啓発を行います。

(3) 生活習慣病予防・介護予防のための訪問指導

【事業概要】

健康相談や健康診査などにより発見された療養上の保健指導が必要な高齢者やその家族を訪問し、健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、心身機能の低下防止と健康の保持・増進を図っています。

○訪問指導状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
40～64歳	85件	121件	50件	41件
65～69歳	109件	127件	98件	39件
70歳以上	96件	86件	104件	97件
計	290件	334件	251件	177件

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
40～64歳	40件	40件	40件
65～69歳	50件	50件	50件
70歳以上	90件	90件	90件
計	180件	180件	180件

【計 画】

生活習慣病の予防を中心に個々の生活環境に応じた生活習慣の改善や日常生活の工夫とともに、他の保健・医療・福祉サービス、地域の社会資源の活用などを指導し、健康の保持・増進、介護予防や生活の質の向上を図ります。

(4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

【事業概要】

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保険事業と一体的に実施するものです。

【計 画】

高齢者の医療・介護のデータをもとに、地域の健康課題を分析し、通いの場における健康教育・相談の実施や、健診結果を活用した疾病予防・重症化予防の個別支援を行います。

3 その他の生活支援事業

(1) 独居老人友愛訪問サービス事業

【事業概要】

65歳以上の高齢者単身世帯の希望世帯に対し、乳酸菌飲料を配達し、訪問員が安否確認等を実施しています。

○友愛訪問サービス利用状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
利用世帯数	115世帯	100世帯	109世帯	112世帯
延実施回数	26,619回	23,016回	25,131回	26,830回

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
利用世帯数	115世帯	117世帯	120世帯
延実施回数	27,550回	28,030回	28,750回

【計 画】

高齢者の異変の早期発見に有効な事業であり、今後さらに高齢者単身世帯の増加が見込まれることから、事業者の協力を得て事業を継続します。

(2) 食の自立支援事業（配食サービス）

【事業概要】

65歳以上の高齢者世帯の希望世帯に対し、夕食を配達し、安否確認とともに栄養改善を図っています。

○食の自立支援事業利用状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数（月平均）	66人	65人	69人	87人
延実施回数	12,702食	13,255食	14,390食	17,610食

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数（月平均）	102人	105人	105人
延実施回数	20,600食	21,260食	21,260食

【計 画】

食生活の改善が必要な高齢者に対して、定期的に居宅を訪問し安否確認を行うとともに、栄養バランスの取れた食事を提供するため、今後も事業を継続します。

(3) 福祉除雪ヘルパーサービス事業

【事業概要】

冬期間の在宅生活を安心して過ごせるように、自宅から300m以内に扶養親族のいない65歳以上の高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯（どちらかが60歳以上は可）、重度身体障がい者世帯の希望世帯に対し、福祉除雪ヘルパー事業者を派遣し、概ね10cm以上の降雪時に玄関前及び通路部分を1m幅で除雪を行っています。（市内に扶養親族がいない対象世帯に対しては、年1回、窓・ベランダ・屋根の除雪も実施可能）

また、除雪活動が困難な高齢者世帯等に対し町内会等の地域団体が行う除雪活動を支援するため、希望する地域団体に小型除雪機を無償で貸与する「コミュニティ除雪事業」を実施しています。

○福祉除雪ヘルパーサービス事業利用状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
利用世帯数	343世帯	345世帯	334世帯	340世帯
延実施回数	12,569回	9,549回	7,309回	8,160回

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
利用世帯数	350世帯	350世帯	350世帯
延実施回数	8,400回	8,400回	8,400回

○コミュニティ除雪事業貸与団体数

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
貸与団体数	2団体	2団体	2団体	2団体

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
貸与団体数	3 団体	3 団体	3 団体

【計 画】

除雪が困難な高齢者等に冬期間の在宅生活を安心して過ごしていただくため、今後も事業を継続します。

(4) 緊急通報システム整備事業

【事業概要】

身体が虚弱な 65 歳以上の高齢者単身世帯又は高齢者夫婦世帯（どちらかが 60 歳以上は可）の希望世帯に対し、本体機器や身に付けたペンダントのボタンを押すだけで消防署に通報する装置を貸与しています。

○緊急通報装置設置状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
延貸与者数	1,901人	1,635人	1,356人	1,368人
月平均貸与者数	158人	136人	113人	114人

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
延貸与者数	1,370人	1,370人	1,390人
月平均貸与者数	114人	114人	116人

○緊急通報状況

年度	救急 出動	火災 出動	調査 出動	誤報	電話 処理	機器 異常	停電	テス ト	相談	合計
2017 年度	21	0	0	39	1	0	0	0	0	61
2018 年度	27	0	0	63	0	4	0	0	0	94
2019 年度	9	0	0	33	0	0	0	0	0	42
2020 年度	7	0	0	34	0	0	0	0	0	41

【計 画】

身体が虚弱な高齢者に在宅生活を安心して過ごしていただくため、今後も事業を継続します。

(5) 救急医療情報キット配付事業

【事業概要】

65歳以上の高齢者単身世帯又は75歳以上の高齢者世帯の希望世帯に対し、万一の救急時に備え冷蔵庫に貼り付ける、かかりつけの病院や持病、服薬内容、緊急連絡先などの情報を記入する用紙と専用のケースからなる救急医療情報キットを配付しています。

○情報キット配付状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
配付世帯数	47世帯	112世帯	158世帯	150世帯

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
配付世帯数	130世帯	130世帯	120世帯

【計 画】

滝川市社会福祉協議会や町内会、民生委員、介護サービス事業所と連携し、新たに対象となる方への配付、高齢者世帯の設置状況の確認、既に配付している方の情報更新等に努めます。

(6) 老人福祉電話貸与事業

【事業概要】

緊急時の連絡手段を確保するため、65歳以上の高齢者単身世帯又は高齢者夫婦世帯（どちらかが60歳以上は可）の希望世帯に対し、電話加入権を貸与しています。

○老人福祉電話利用状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
延利用者数	72人	63人	49人	48人
月平均貸与者数	6人	5人	4人	4人

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
延利用者数	48人	36人	36人
月平均貸与者数	4人	3人	3人

【計 画】

携帯電話の普及により新規利用者は見込めませんが、家族や知人との交流手段・緊急時の連絡手段の確保のため、今後も事業を継続します。

(7) 敬老特別乗車証事業

【事業概要】

高齢者の外出機会拡大や交通弱者支援等を目的として、75 歳以上の高齢者の希望者に対し、北海道中央バス及び空知中央バスの市内路線の乗車料金が 100 円となる乗車証を交付しています。

【計 画】

敬老特別乗車証の利用実態把握に努め、高齢者の買い物・通院など日常生活における外出支援策として引き続き事業を継続し、高齢化による対象人口や高齢ドライバーの増加など、社会情勢の変化を踏まえ、事業内容の見直しについても検討していきます。

(8) 老人特定目的住宅安否確認事業

【事業概要】

老人特定目的住宅の見晴団地に入居している高齢者世帯に対し、朝夕の安否確認や緊急時の対応のサービスを提供しています。

○老人特定目的住宅安否確認事業利用状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
延利用件数	525件	522件	530件	540件
延確認回数	22,572回	21,829回	20,620回	24,450回

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
延利用件数	540件	540件	540件
延確認回数	24,450回	24,450回	24,450回

【計 画】

高齢者に在宅生活を安心して過ごしていただくため、今後も事業を継続します。

(9) はいかい高齢者等位置探索システム助成事業

【事業概要】

65 歳以上でははいかいの心配のある高齢者又は介護者が安心して生活が送れるように、GPS 等により位置を確認するためのシステムに係る初期費用の一部を助成しています。

○位置探索システム助成事業利用状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数	1 人	2 人	0 人	1 人

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	2 人	2 人	2 人

【計 画】

高齢者や介護者に在宅生活を安心して過ごしていただくため、今後も事業を継続します。

また、より本人の携帯を促す新機種等の情報収集に努め、徘徊高齢者等SOSネットワークの登録者、関係者等への情報提供に努めます。

(10) 自立支援用具購入費等給付事業

【事業概要】

要介護認定等の結果が「非該当」と判定された方のうち、転倒の危険性が高い方が福祉用具の購入や住宅改修を行う場合に、総費用額（上限5万円）の7割を給付しています。

○自立支援用具購入費等給付事業利用状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
利用件数	0件	0件	0件	0件

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
利用件数	2件	2件	3件

【計 画】

高齢者に在宅生活を安心して過ごしていただくため、今後も事業を継続します。

(11) 一時帰宅支援費給付事業

【事業概要】

介護保険施設に入所又は医療機関に入院している要介護認定者等が在宅復帰に向けて外泊する際に、年間10万円を上限とし、福祉用具や医療用具の貸与、訪問介護の給付を行っています。

○一時帰宅支援費給付事業利用状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
利用件数	3件	6件	1件	1件

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
利用件数	2件	2件	3件

【計 画】

高齢者の在宅復帰を促進するとともに、安心した在宅生活につなげるため、介護サービス事業所や医療機関と連携を図り、今後も事業を継続します。

4 家族介護者への支援の充実

(1) 介護者サロン

【事業概要】

介護者の心身のリフレッシュを図り、介護負担の軽減に繋がるよう、年間3回程度「認知症の人と共に歩む家族の会 あけぼの会」などと連携し、介護者を対象とした「介護者サロン」を開催しています。

○介護者サロン開催状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
開催回数	6回	5回	5回	3回
延参加者数	108人	74人	140人	75人

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
開催回数	4回	4回	4回
延参加者数	80人	80人	80人

【計 画】

参加者の拡大に向けて、「認知症の人と共に歩む家族の会 あけぼの会」など関係団体と連携し、介護者の意向も踏まえ、内容の充実に努めます。

(2) 家族介護用品支給事業

【事業概要】

市内に住所を有し、現に居住する要介護3以上の認定を受けた排尿・排便全介助の要介護者を在宅で介護し、事業の利用を希望する家族等に対し、1枚1,000円相当額のおむつ用品の購入券を年間60枚交付し、経済的負担の軽減を図り在宅での介護を支援しています。

○家族介護用品支給事業利用状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
受給者数	14人	14人	15人	15人
利用枚数	686枚	640枚	684枚	670枚

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
受給者数	16人	16人	17人
利用枚数	715枚	715枚	760枚

【計 画】

要介護者の在宅生活を支える介護者を支援するため、今後も事業を継続するとともに、積極的なPRに努めます。

(3) リフト付きタクシー等利用料助成事業

【事業概要】

市内に住所を有し、要介護度3以上の認定を受けた寝たきり又は歩行困難な方で、ストレッチャーや車いすによる移動を必要とする希望者に対し、リフト付きタクシー等を利用して医療機関等へ通う際の利用料金の助成券を年間30,000円相当分交付し、経済的負担の軽減を図り在宅での介護を支援しています。

○リフト付きタクシー等利用料助成事業利用状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
受給者数	15人	13人	13人	14人
助成額	128,700円	175,100円	191,600円	203,000円

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
受給者数	15人	15人	16人
助成額	217,500円	217,500円	232,000円

【計 画】

寝たきり等で移動が困難な高齢者の在宅生活を支援するため、今後も事業を継続するとともに、積極的なPRに努めます。

第2章 地域生活支援体制の整備

1 地域包括支援センターによる支援

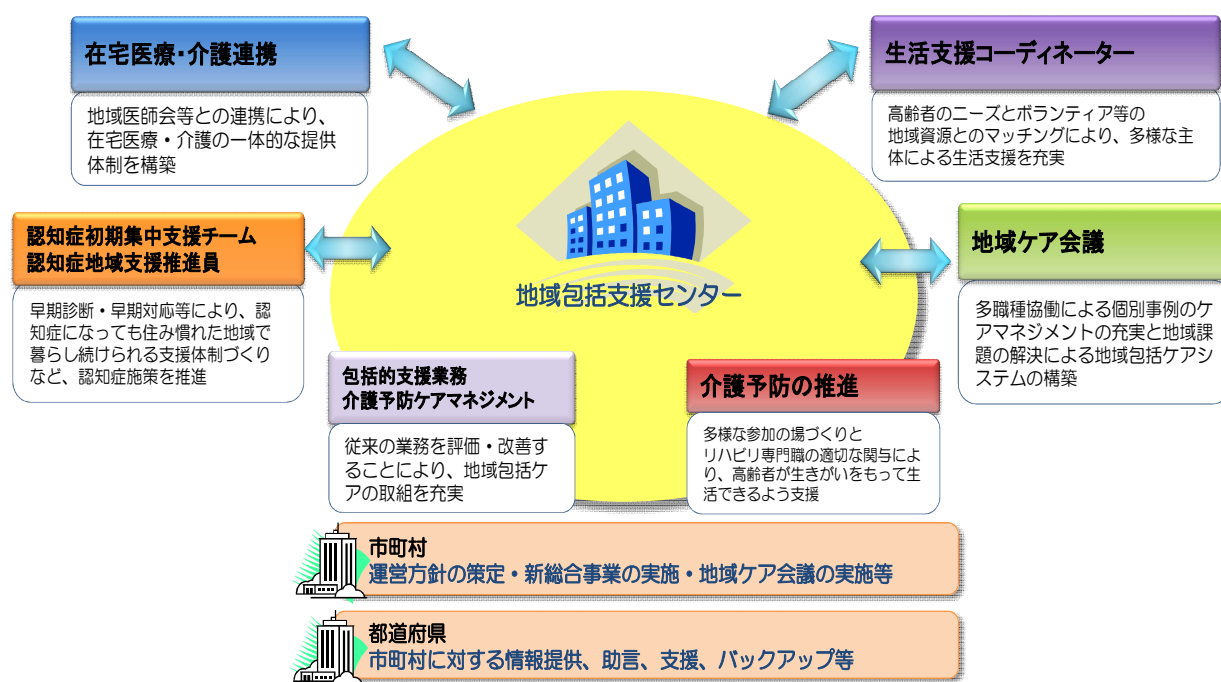
地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等（介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等）を地域において一体的に実施する役割を担う中核的な機関として設置されました。

2015年度（平成27年度）から大きく変化した介護保険制度の改正により、地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備などが新たに包括的支援事業に位置付けられました。

これらの事業を効果的に推進するため、地域包括支援センターと関係機関等との連携体制の構築を推進し、地域包括支援センターの体制の強化を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を安心して送ることができるように、次の取組を行います。

また、地域包括支援センター運営協議会と連携し、地域包括支援センターの運営について定期的に点検・評価を行い、取組の質の向上に努めます。

地域包括支援センターの機能強化イメージ



（資料：厚生労働省資料より作成）

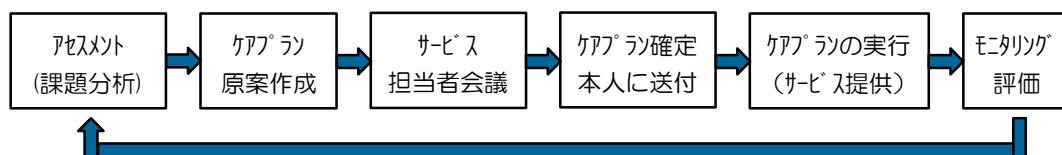
(1) 介護予防ケアマネジメント

【事業概要】

要支援1・2の対象者や要介護・要支援状態になるおそれのある虚弱な高齢者を早期に発見し、個々の高齢者に自立した日常生活を目指して適切な介護予防サービス等が提供されるよう、生活状態に応じた包括的かつ継続したマネジメントを行います。

具体的には、対象となる高齢者に対し、基本チェックリストなどを用いてアセスメント（課題分析）を行い、ケアプラン（介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント）を作成し、サービス担当者会議において定期的にサービスのモニタリングを行い評価し、再アセスメントに基づき新たにケアプランを作成しサービスのモニタリングを行うといったことを継続し、予防効果を高めます。

(参考)原則的なケアマネジメントのプロセス



○ケアプラン作成件数（要支援１・２、介護予防・生活支援サービス事業対象者）

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
包括支援センター作成	5,908件	5,994件	6,228件	6,000件
委託作成	120件	204件	406件	500件
合 計	6,028件	6,198件	6,634件	6,500件

○ケアプラン作成内訳（要支援１・２、介護予防・生活支援サービス事業対象者）

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
介護予防サービス計画 (要支援１・２)	2,453件	2,724件	3,238件	3,445件
介護予防ケアマネジメント (介護予防・生活支援サービス事業対象者)	3,575件	3,474件	3,396件	3,055件
合 計	6,028件	6,198件	6,634件	6,500件

(2) 総合相談・支援

【事業概要】

介護保険サービスはもとより、地域における適切な保健・医療・福祉サービスや制度、関係機関等の利用につなげるなどの総合的な支援を行っています。

窓口相談のみならず、民生委員や町内会など地域関係者とネットワークを構築し、高齢者の心身の状況や家庭環境等について、計画的に個別訪問等による実態調査を行い、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続できるよう継続的・専門的相談支援を行っています。

○総合相談・実態調査件数

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
相談件数	1,810件	1,755件	1,822件	1,660件
実態調査件数	1,138件	1,311件	1,323件	770件
合計	2,948件	3,066件	3,145件	2,430件

【目標】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実態調査件数	1,000件	1,000件	1,000件

【計 画】

高齢者やその家族、民生委員、町内会などの関係機関・団体等からより信頼される地域包括支援センターを目指して、同センターの役割等のPRに努めます。

個別訪問等による実態調査の実施により、必要なサービスにつなげていない高齢者の早期発見に努め、関係者等との連携・調整を含めた総合的な支援を行います。

(3) 権利擁護

【事業概要】

成年後見制度については、市民や地域関係者からの相談に対して個々のケースに合わせた情報提供を行うとともに、市長申立て、親族等申立て費用助成、後見人等報酬の扶助などの支援を行っています。また、法人後見事業を実施している滝川市社会福祉協議会（生活あんしんサポートセンター）に委託し、認知症の方など判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、成年後見制度の普及啓発、相談支援等の事業を実施するほか、地域の身近な立場で支援を行う「市民後見人」の養成を行い、不足する後見人等として活躍可能な人材の確保に努めています。

高齢者の尊厳を守るため、高齢者虐待の防止や早期発見、施設における身体拘束等の廃止に向けて、「滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク」会議や個別ケア会議、関係機関、介護事業者等と連携を図り、高齢者の生活維持に努めています。

○成年後見市長申立て・権利擁護研修会の状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
市長申立件数	7 件	1 件	0 件	2 件
市民対象研修会	1 回 (44人)	1 回 (50人)	1 回 (60人)	0回 (0人)

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
市民対象研修会	1 回 (30人)	1 回 (30人)	1 回 (30人)

【計 画】

認知症高齢者の増加に対応して、滝川市社会福祉協議会、成年後見人等の関係者等との連携、成年後見制度の活用を必要とする高齢者やその家族の支援、「市民後見人」活用等の取組を推進します。また国が求める中核機関設置については、他市の状況等情報収集に努めながら検討していきます。

「滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク」や関係機関、介護事業者等との連携により、虐待の防止や早期発見、施設における身体拘束等の防止に努めます。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

【事業概要】

事業所ネットワーク会議や研修会などを通じ、主治医や介護支援専門員、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等の多職種の連携支援を行うとともに、個々の介護支援専門員に対する個別指導や相談、困難事例への指導・助言の実施、医療機関を含む関係機関や様々な社会資源との連携・協働などを推進し、包括的・継続的なケアマネジメントの支援体制の構築を推進しています。

○相談、会議等の状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
介護支援専門員からの相談件数	64件	12件	11件	8件
事業所ネットワーク会議開催回数	6回	6回	5回	5回
事業所ネットワーク会議研修開催回数	2回	2回	2回	0回

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
事業所ネットワーク会議開催回数	6回	6回	6回
事業所ネットワーク会議研修開催回数	1回	1回	1回

【計画】

高齢化の進展や高齢者を取り巻く問題の複雑化等に対応して、多職種の連携の強化を図るとともに、業務増大による負担増が顕著となっている介護支援専門員への支援を充実します。

(5) 地域ケア会議の推進

【事業概要】

医療、介護等の多職種の参加のもと個別の困難事例の検討を通じて、その解決を図るとともに、地域に共通した課題を明確にし、その解決に必要な支援策や基盤整備などに結び付けることを目的として、地域ケア会議を開催します。

地域ケア個別会議を、より自立支援や介護予防の観点で踏まえ高齢者のQOL（生活の質）の向上に結びつけるため、自立支援型地域ケア会議（自立支援サポート会議）を開催します。

○地域ケア会議開催状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
個別会議開催回数	12回	12回	11回	12回

【目標】

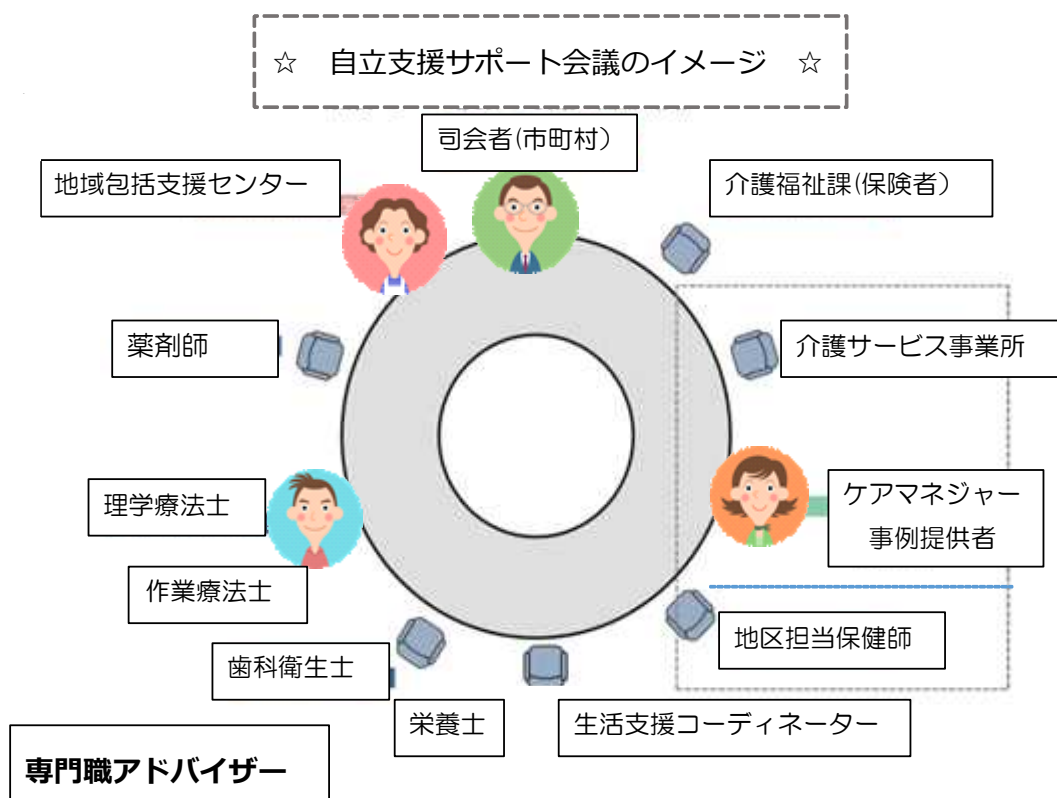
	2021年度	2022年度	2023年度
個別会議開催回数	3回	3回	3回
自立支援型開催回数	12回	12回	12回
推進会議開催回数	2回	2回	2回

【計 画】

自立支援型地域ケア会議（自立支援サポート会議）を毎月開催、薬剤師・理学療法士等専門職がアドバイザーとして参加することにより、幅広い視点からアセスメント（利用者の課題分析のため何を求めているか評価・査定すること。）を深め、高齢者の生活課題の明確化や自立に向けたケアマネジメントへ結び付けていきます。

地域の困難事例に関しては、地域ケア個別会議を随時開催し、事例の課題解決に努めます。会議で蓄積された地域課題等の検討を行い、政策形成等につなげるための地域ケア推進会議として地域包括支援センター運営協議会を位置付け、定期的を開催します。





2 在宅医療・介護連携の推進

団塊の世代の方々が75歳に到達する2025年（令和7年）においては、医療と介護の双方のサービスを必要とする高齢者の増加が見込まれており、そうした高齢者を地域で支え、医療機能分化の推進の動きに合わせながら、在宅医療・介護連携のための体制の充実を図るため、滝川市医師会をはじめとする関係団体等の協力を得て、次のとおり「在宅医療・介護連携推進事業」の取組を進めていきます。

(1) 現状分析・課題抽出・施策立案

①地域の医療・介護の資源の把握

【事業概要】

地域の医療機関、介護事業者等の所在地、連絡先、機能等を把握し、リストやマップを作成し、活用しています。

【計 画】

平成28年度において市内全戸配布した「高齢者お助けかわら版」を活用し、市民周知や地域の医療・介護関係者等との情報共有に努めます。

引き続き、地域の医療機関、介護事業者等の所在地、連絡先、機能等の把握に努めます。

②在宅医療・介護連携の課題の抽出

【事業概要】

地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、対応策等の検討を行っています。

【計 画】

地域の医療・介護関係者等により構成する「滝川市在宅医療介護連携推進会議」において、事例検討等を行う中で、課題・ニーズの抽出・共有を行い、連携を推進します。

平成 30 年度から医療・介護関係者が連携して、「おくすり相談袋」を活用し、高齢者が飲み残し等をした薬について、薬剤師へ相談しやすい環境を整備します。令和 2 年度に医療・介護関係者が連携して作成した「口腔・栄養アセスメントシート」を活用し、本人に自覚症状がなくても早期に課題を把握し、口腔ケア・歯科治療へつなげられる体制を目指します。

③切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

【事業概要】

地域の医療・介護関係者等の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築を目指した取組を行っています。

【計 画】

地域の医療・介護関係者等の協力を得ながら、引き続き病院と介護サービス事業所等の入退院時の連携等の取組を推進します。

(2) 対応策の検討

①在宅医療・介護サービスに関する相談支援

【事業概要】

地域の在宅医療・介護の連携を支援する相談窓口の運営を行い、在宅医療・介護サービスに関する相談の受付、退院の際の地域の医療・介護関係者等の連携の調整、患者等の要望を踏まえた地域の医療機関・介護サービス事業所等の相互の紹介などを行っています。

【計 画】

相談窓口として位置付けた滝川市地域包括支援センター及び滝川市立病院地域医療室について周知の徹底を図り、活用を促進します。

②地域住民への普及啓発

【事業概要】

在宅医療・介護に関する講演会の開催や、パンフレットの作成・配布等により、市民の在宅医療・介護連携に対する理解の促進を図っています。

【計 画】

高齢者が在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるよう、また、適切な在宅療養を継続するために重要な終末期ケアの在り方や在宅での看取りについての理解が進むよう、幅広い年齢層の市民に周知を行います。

③医療・介護関係者の情報共有の支援

【事業概要】

入退院時情報提供書を活用し、地域の医療・介護関係者等の間における情報共有の支援を行っています。

【計 画】

高齢者の状態の変化等に応じた速やかな情報共有を行うため、入退院時情報提供書の活用を推進します。医療・介護それぞれの活用状況を把握し、情報共有に課題があれば改善に取り組みます。

④医療・介護関係者の研修

【事業概要】

多職種でのグループワーク等の研修、地域の医療関係者への介護に関する研修会、介護関係者への医療に関する研修会等を行っています。

【計 画】

多職種の業務の現状や専門性、役割等を把握し、医療関係者・介護関係者が介護・医療についての知識を深め、相互理解の上でさらなる連携を図るため、滝川市医師会等の関係団体の協力を得ながら、各種研修会の開催や知識の普及啓発の機会を作ります。

(3) 対応策の評価・改善

【事業概要】

対応策の課題等を確認した上で、評価・改善を行っています。

【計 画】

対応策の評価・改善を行いながら、PDCA サイクルに沿った取組を進めます。

(4) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

【事業概要】

複数の関係市町が連携して、広域連携が必要な事項について協議を行っています。

【計 画】

滝川保健所の協力を得て、中空知管内の市町が集まる「中空知保健医療福祉圏域連携推進会議 在宅医療領域検討会議」等の会議の場を活用し、広域連携のための協議を行います。

3 認知症施策の推進

(1) 認知症予防

①認知症予防の普及啓発事業（認知症予防講座）

【事業概要】

認知機能低下予防の考え方や日常生活で取り組みやすい効果的な認知機能低下予防対策など、認知症に関する知識の普及啓発を行うため、依頼に応じた出前講座等も含め認知症予防講座や講演会を開催しています。

○認知症予防講座開催状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
開催回数	20回	18回	16回	0回
参加者数	303人	265人	258人	0人

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
開催回数	14回	14回	14回
参加者数	200人	200人	200人

【計 画】

9月21日の世界アルツハイマーデーに合わせた認知症普及啓発月間におけるPRを実施するほか、人の集まる様々な場所を活用した認知症予防の普及啓発に努めます。

②認知症予防事業**【事業概要】**

認知症予防教室の全市的な展開を図るため、地域体操教室や介護予防講座の場などを活用し、日常生活の中で参加者が継続して取り組めるような認知症予防メニューを実施し、介護予防効果とともに認知症予防効果を高めるための取組を実施しています。

【計 画】

認知症高齢者の増加に備え、地域体操教室における「しゃきしゃき百歳体操」の実施や、認知症予防出前講座の場を活用した脳トレ体操の実施など、自宅でも簡単にできる効果的な取組を紹介し、日常的な認知症予防メニューの実施を促進します。

③安全運転を継続するための認知症予防の取組**【事業概要】**

高齢運転者による交通事故の全国的な増加に伴い、運転免許証の返納とそれに対応した施策が自治体に求められていますが、一方では、国立長寿医療研究センターの調査によると、運転を中止した高齢者は、運転を継続していた高齢者と比較して要介護状態になる危険性が上昇する結果が報告されています。

認知症の進行度合と運転能力を見極めながら状態に応じた相談対応と、高齢者の運転特性を自覚した上で、なるべく長い期間安全運転を続けるために、身体と脳のトレーニングを行うことを推奨します。

【計 画】

警察署、自動車学校、シルバー人材センター、ボランティアセンター等と連携し、介護予防の推進、認知機能低下予防に努めます。

(2) 認知症の早期発見と対応**①認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進****【事業概要】**

複数の専門職が認知症が疑われる方や認知症の方、その家族等に早期にかかわり、包括的・集中的に早期診断・早期対応のための支援を行う「認知症初期集中支援チーム」の運営・活用により、認知症の方が自立した日常生活を送るための取組を推進しています。

○チーム員構成

認知症サポート医（滝川市立病院精神神経科医師）

認知症看護認定看護師（滝川市立病院看護師）

保健師・社会福祉士・認知症地域支援推進員（地域包括支援センター職員）

保険者職員（介護福祉課職員）

その他（随時）

○認知症初期集中支援チーム会議開催状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
開催回数	12回	12回	11回	10回
検討事例数	12例	13例	11例	10例

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
開催回数	12回	12回	12回
検討事例数	12例	12例	12例

【計画】

認知症初期段階において専門医等との連携による集中的な支援を行うことにより、認知症状の進行の抑制、家族等の負担軽減等に努めます。

認知症初期段階の人ほど発見が難しく、重度化して初めて相談・検討に至ることが多いことから、さらなる早期発見に努めます。

②認知症地域支援推進員の活動の推進

【事業概要】

認知症の方が、その状態に応じて必要な医療や介護等のサービスを受けられるよう、各サービスの連携支援を行うとともに、地域の認知症支援体制を構築し認知症の方やその家族を支援する事業を実施する「認知症地域支援推進員」の活動を推進します。

③物忘れ相談の推進

【事業概要】

老人クラブや地域体操教室、認知症カフェなどでアルツハイマー型認知症の早期発見がゲーム感覚で気軽にできる「物忘れ相談プログラム」を活用した早期発見・早期対応を推進し、より詳細な認知機能チェックが可能なプログラム（T-DAS）を活用した個別相談の実施につなげています。

○物忘れ相談プログラムを活用した物忘れチェック実施状況

【実績】

	2017年度		2018年度		2019年度		2020年度	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
老人クラブ・地域 体操教室・町内会	4回	32人	1回	11人	15回	185人	0回	0人
認知症カフェ	3回	14人	1回	5人	2回	2人	0回	0人
その他	6回	131人	6回	115人	1回	41人	1回	19人
合 計	13回	177人	8回	131人	18回	228人	1回	19人

【目標】

	2021年度		2022年度		2023年度	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
地域体操教室・町 内会	2回	20人	2回	20人	2回	20人
認知症カフェ	2回	10人	2回	10人	2回	10人
その他	2回	40人	2回	40人	2回	40人
合 計	6回	70人	6回	70人	6回	70人

○T-DASを活用した個別相談実施状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
開催回数	12回	20回	26回	25回
実施数	37人	35人	74人	30人

※H28年度から実施

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
開催回数	40回	40回	40回
実施数	50人	50人	50人

【計 画】

早期発見・早期治療が重要な認知症について、様々な機会を活用した物忘れ相談プログラム体験の実施など、自覚症状の有無に関わらない認知機能チェックの実施を推進するとともに、認知機能低下がみられる方に対して早期に専門的な相談を実施します。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、各事業は個別の対応を心掛けて実施します。

(3) 認知症になっても地域で安心して暮らせる取組

①認知症ケアパスの普及

【事業概要】

認知症の人とその家族に、生活機能障がい の進行に併せ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容等を提示する「滝川市認知症ガイドブック（認知症ケアパス）」について、市民周知や地域の医療・介護関係者等との情報共有に努めます。

②認知症サポーター養成事業

【事業概要】

「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成しています。

○認知症サポーター養成講座実施状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
開催回数	15回	28回	11回	1回
養成人数	343人	527人	352人	20人
認知症サポーター総数	2,691人	3,237人	3,589人	3,609人

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
開催回数	5回	5回	5回
養成人数	100人	100人	100人
認知症サポーター総数	3,709人	3,809人	3,909人

○オレンジ倶楽部登録状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
登録者数	30人	32人	35人	83人

※オレンジ倶楽部とは、2015年度（平成27年度）に組織された、認知症サポーター養成講座を修了し、認知症の普及啓発活動、認知症の方やその家族に対するボランティア活動などを行う認知症サポーターの方々によるボランティア活動団体です。

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
登録者数	85人	90人	95人

【計 画】

「認知症サポーター」とその養成講座の講師となる「キャラバンメイト」の養成を強化し、認知症の方やその家族に対する支援の充実に努めます。

キャラバンメイト講習の受講を介護サービス事業所等へ働きかけるなどキャラバンメイトの拡大とともに、各地域、各団体でのサポーター養成講座の開催により、サポーターの養成に取り組めます。オレンジ倶楽部登録者に対し、スキルアップ講座受講を呼び掛け、チームオレンジ結成の足掛かりとします。

③滝川市徘徊（はいかい）高齢者等SOSネットワーク事業

【事業概要】

認知症高齢者の徘徊（はいかい）を早期発見し、事故を防止するため、関係機関等と連携し、連絡ネットワーク体制を構築しています。

○徘徊（はいかい）高齢者等SOSネットワーク登録等状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
登録者数	120人	146人	109人	120人
搜索件数	2件	3件	3件	5件

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
登録者数	125人	130人	135人

【計 画】

徘徊（はいかい）高齢者等SOSネットワークのPRに努めるとともに、介護サービス事業所等と連携し、徘徊（はいかい）の危険のある高齢者等の早期の登録を促進します。また、第8期計画において、SOSネットワークと見守り安心ネットワークを合わせた”SOSネットワーク対応ハンドブック”を新たに作成します。

④認知症カフェ支援事業

【事業概要】

認知症の方やその家族、地域住民、認知症に関する専門職などが、地域の身近な場所に集うことにより、認知症の方が楽しみながら参加できる場、利用者同士や専門職との交流・情報交換・相談を気軽に行う場の提供などにつなげる「認知症カフェ」の開設・運営を支援しています。

○認知症カフェ運営状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
会場数	5か所	5か所	5か所	2か所
開催回数	59回	57回	50回	17回
延参加者数	2,841人	2,511人	2,096人	340人

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
会場数	4か所	4か所	4か所
開催回数	56回	56回	56回
延参加者数	1,500人	1,500人	1,500人

【計 画】

今後増加が見込まれる認知症高齢者とその家族が、住み慣れた地域で地域住民の支えを得ながら安心して暮らしていくことができるよう、「認知症カフェ」の開設・運営のための支援を推進します。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、介護保険事業所が運営する認知症カフェは再開の目途が立たない状況です。地域住民が開催している介護予防サロンの場に、認知症地域支援推進員が訪問する形で、認知症についての相談支援を行えるような対応を検討します。

先進地事例の情報収集等を行い、各カフェ運営団体へ提供するなど、さらなる運営の充実に努めます。

⑤認知症本人・家族の支援

【事業概要】

認知症の診断を受けた後、支援につながるまでの間、不安、ショック、どのように過ごせばいいか悩んだという声を聞きます。

認知症本人の声を聞き、そこからどのような支援が望まれているのかを知り、今後の対応へ活かすことで、認知症本人・家族も地域住民も理解し合い、認知症があっても地域で穏やかに生活できることを目指します。

【計 画】

地域包括支援センターの他、介護事業所等の協力を得て、ご本人の発した声、思いを集めていきます。その中で、ご本人ご家族にとって有効な対応について取り入れ、広く周知していきます。また、医療機関と連携して、認知症の診断を受けた方に対し、相談窓口の紹介や当事者同士が出会う機会を持てるようにしたり、家族介護者の心理教育を行います。

社会や地域とのつながりが維持できるよう、いきいき百歳体操、介護予防サロン、各種セミナー等への参加勧奨や、予防的な意味合いから趣味や余暇活動、ボランティア活動、家庭内での役割を持つ等、社会活動への参加を勧めます。

4 地域における支え合いの推進

(1) 生活支援体制整備事業

【事業概要】

高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の増加、認知症高齢者の増加など、今後ますます様々な支援を必要とする高齢者が増加することを踏まえ、多様な主体による外出や家事、見守りや安否確認などの介護予防・生活支援サービスを提供していくことが求められています。

このため、地域住民や社会福祉協議会、ボランティア、NPO法人、民間企業、介護サービス事業者などの参画のもと、「協議体」を組織して、介護予防・生活支援サービスの創出・充実に取り組むとともに、支援を必要とする高齢者のニーズと地域資源との効果的な組み合わせや、元気な高齢者等にサービスの担い手として活躍していただく場の設定などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置し、介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備を推進します。

介護予防・生活支援サービスの提供イメージ



（資料：厚生労働省資料より作成）

(2) ボランティア活動の支援・推進体制の整備

【事業概要】

滝川市社会福祉協議会内に滝川市ボランティアセンターが設置され、ボランティアの人材発掘・育成、活動のあっせんや情報提供、研修会等の開催など、ボランティア活動推進の拠点として活動しています。

ボランティア活動の促進は、自身の介護予防や社会参加、いきがいづくりなどにもつながり、さらには今後予想される介護予防・生活支援サービスの担い手不足の緩和に対しても重要な取組であると考えられることから、滝川市社会福祉協議会の協力を得て、ボランティア活動の促進のための啓発活動や人材育成に努めるとともに、支えあい・いきいきポイント事業や生活支援体制整備事業などの地域における支え合いの促進につながる各種事業との連携を図り推進します。

(3) 地域見守り活動の推進

① 滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワークの充実

【事業概要】

高齢者等の虐待に対して迅速かつ適正な解決を図るとともに、虐待が発生しない地域づくりを推進するため、「滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク」において、滝川市の現状や課題についての情報交換、高齢者等虐待防止のための研修会などを実施しています。

○虐待相談件数

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
虐待相談件数	10件	10件	6件	6件

◎「滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク」について

- 目 的 養護者による高齢者及び障がい者に対する虐待の防止、養護者による虐待を受けた高齢者・障がい者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するための関係機関、民間団体等との連携及び協力を図る。
- 沿 革 ・2006年（平成18年）に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、2008年（平成20年）3月に、関係機関17団体により「滝川市高齢者虐待をしません・させませんネットワーク」を設立。
・2012年（平成24年）「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、「滝川市高齢者虐待をしません・させませんネットワーク」と一体化し、2013年（平成25年）10月に「滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク」を設立。
- 構 成 札幌法務局滝川支局、北海道空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室、滝川警察署、滝川地区広域消防事務組合、社会福祉法人滝川市社会福祉協議会、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団、一般社団法人滝川市医師会、滝川人権擁護委員協議会、滝川市民生委員児童委員連合協議会、滝川市町内会連合会連絡協議会、滝川市地域介護サービス事業者連絡協議会、札幌司法書士会岩見沢支部、滝川市顧問弁護士、滝川地方消費者センター、滝川市障がい者虐待防止センター、滝川市保健福祉部（福祉課・介護福祉課・滝川市地域包括支援センター・健康づくり課）15機関・団体
事務局：滝川市地域包括支援センター

【計 画】

高齢者等の虐待防止、早期発見につながるように、近所や地域住民への見守り、声掛けなどの周知徹底、高齢者見守り安心ネットワークとの連携強化を図ります。

②滝川市高齢者見守り安心ネットワークの充実

【事業概要】

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を安心して送ることができるように、既存の見守りサービスと合わせ、「滝川市高齢者見守り安心ネットワーク」の協力を得て、参加している企業・団体が日常生活や業務の中で高齢者の異変に気が付いたときに、地域包括支援センターへ連絡・通報し、高齢者が必要とする支援等を迅速かつ効果的に行う重層的な見守りを推進しています。

○高齢者見守り安心ネットワークの状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
通報件数	175件	88件	98件	100件
ネットワーク協力団体等数	103団体	108団体	118団体	120団体

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
ネットワーク協力団体等数	122団体	124団体	126団体

◎「滝川市高齢者見守り安心ネットワーク」について

- 目的 事業所、各種団体等及び関係行政機関が相互に連携を図り、地域において支援を要する高齢者の早期発見及び当該高齢者に対する必要な支援を行うことにより、高齢者の地域における安全で安心な生活環境を確保する。

- 組織 ・2011年（平成23年）11月に発足

- ・118の企業・団体が参加

協力事業所111事業所

北海道電力株式会社滝川営業所、燃料事業者、中空知広域水道企業団、配達可能な小売業者、配食サービス事業者、商店街団体、日本郵便株式会社各郵便局、銀行、新聞店、タクシー会社、宅配事業者、エフエムなかそらち、生活支援事業者、コンビニ等

協力機関2機関

滝川警察署、滝川地区広域消防事務組合

協力団体5団体

社会福祉法人滝川市社会福祉協議会、滝川市民生委員児童委員連合協議会、滝川市町内会連合会連絡協議会、滝川市地域介護サービス事業者連絡協議会、滝川市老人クラブ連合会

【計画】

今後も協力企業・団体の拡大を図り、ネットワークを充実するとともに、会議や講演会の開催、見守り安心ネットワーク手引きの普及を進め、見守り意識の向上、通報の徹底に取り組みます。

③地域福祉活動推進支援事業

【事業概要】

地域で暮らす高齢者等を地域で支えるために、自主的・積極的な地域福祉活動に取り組む市民団体やグループに対し、滝川市社会福祉協議会が助言や指導、情報の提供、財政支援（10万円を限度として事業費の1/2）を行います。

○地域福祉活動推進支援事業による助成状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
助成件数	0件	0件	0件	0件

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
助成件数	1件	1件	1件
助成金額	100,000円	100,000円	100,000円

【計画】

新規事業が対象で2016年度（平成28年度）以降利用申請がないため、申請方法や事業の在り方等も検討・協議し、滝川市社会福祉協議会と連携しながら、地域ぐるみでともに支え合う自主的・積極的な地域づくりを進めるための事業の推進に努めます。

④ふれあい電話

【事業概要】

75歳以上の高齢者単身世帯の希望世帯に対し、毎週月曜日から金曜日に安否確認や日常生活相談等のため、滝川市社会福祉協議会がボランティア団体及び個人ボランティアの協力を得て、電話をかけるサービスを行っています。

2020年度（令和2年度）は、新型コロナウイルス感染予防のため、民生委員の個別訪問を控えたため、新たな対象者が発掘されませんでした。

○ふれあい電話利用状況

【実績】

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
利用実人数	499人	464人	258人	258人

【目標】

	2021年度	2022年度	2023年度
利用実人数	300人	310人	320人

【計画】

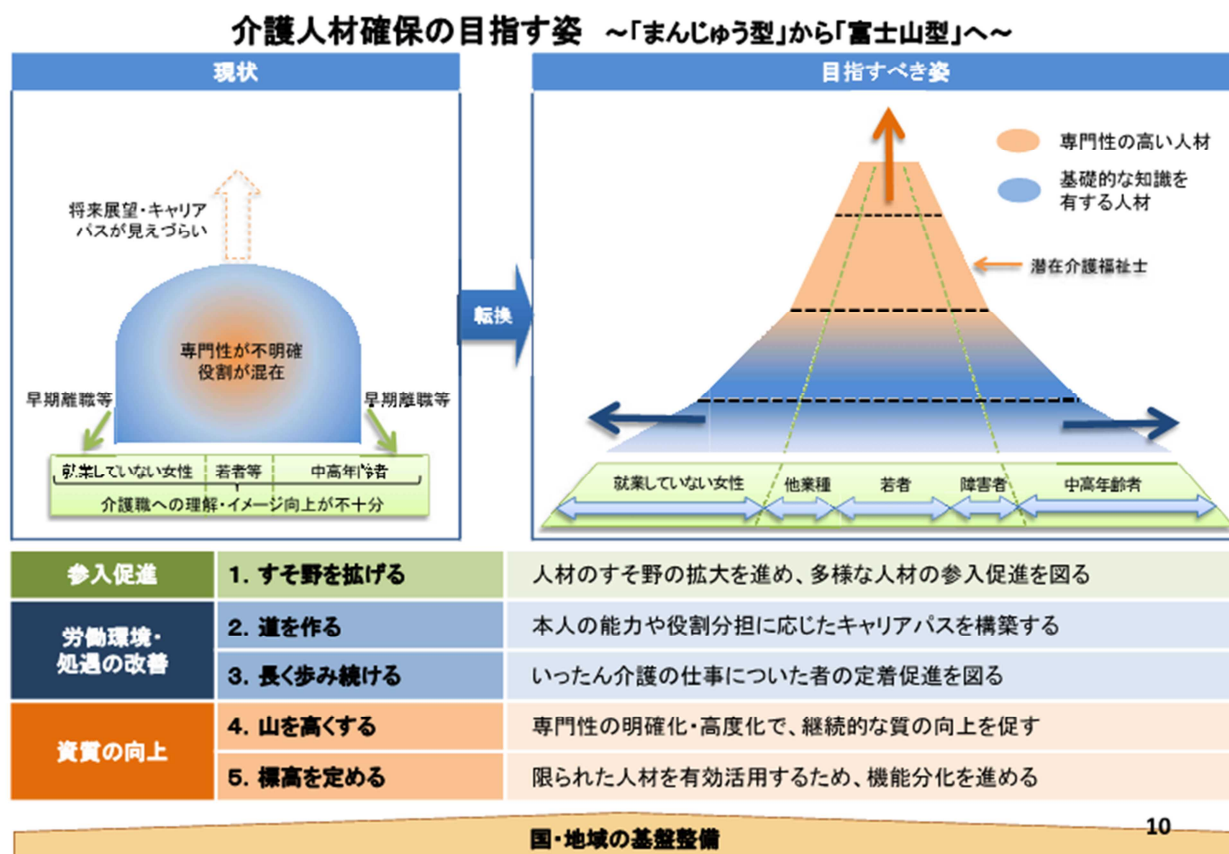
高齢者単身世帯の見守り、孤独感や不安の解消、異変の察知などに効果的な事業であり、さらに高齢者に役立つ情報提供や各種サービスの紹介、悪質商法等の情報を提供できるよう滝川市社会福祉協議会との連携を強化します。

5 介護人材の育成と確保

【事業概要】

国は、2025 年度末には約 55 万人の介護人材の確保が必要であるとして、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入れ環境整備など、総合的な介護人材対策に取り組んでいます。

現在の介護分野における人材不足は深刻であり、また、2025 年以降、担い手となる現役世代の減少が顕著となる中で、地域の高齢者介護を支える介護人材の確保や介護業務の効率化に係る取組が必要となるため、地域の実情に応じて、介護保険事業計画の記載事項として、介護人材の確保・資質の向上に関する事項を追加します。



(資料：厚生労働省資料より作成)

【計 画】

第8期計画策定に向け実施した介護人材実態調査において、介護事業所の人手不足に関する意見が多数寄せられました。これを受け、介護人材確保について、高齢者保健福祉計画に位置付けることを前提に検討を進めます。具体的には、滝川市民を対象に滝川市社会福祉協議会等と連携して入門的研修を実施することとし、その後のステップアップとして位置づけられる初任者研修の導入の実施方法や実施時期、経費等について検討していきます。また、増え続ける高齢者(需要)に必要なサービスを提供し続けることができるよう、多様な人材の参入促進、介護職員の定着、外国人材の受け入れのための手法等について、どのような取組が効果的なのか検討します。

6 災害・感染症対策に係る体制整備

【事業概要】

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、次の取組を推進します。

- 1 介護事業所等と連携し防災や感染症対策についての周知啓発や情報の共有。
- 2 関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制の確立。
- 3 道、市、関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制を構築し、平時から ICT を活用した会議の実施等による業務のオンライン化の整備。

【計 画】

災害に対する備えの検討としては、日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要であるため、介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促します。

感染症に対する備えの検討としては、日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要であるため、介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているか定期的に確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する情報提供や、感染症発生時も含めた道や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制を構築します。また、介護事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制について確認し、不足の場合は整備を要請します。

第3章 高齢者の住まいの確保

1 公営住宅の整備

【事業概要】

公営住宅については、老朽化した団地の建替整備を計画的に推進しています。

また、見晴団地、銀川団地、駅前団地さかえ、一の坂団地、新町団地、西町団地及び滝の川団地の各団地に高齢者世帯向けの住宅を配置しているほか、手すり、エレベーター等の設置やバリアフリー化などの住戸も多くあり、高齢者等の生活への配慮に対応した仕様となっております。

○高齢者世帯向け住宅等の整備状況

区分		戸数	備考
公営住宅	高齢者世帯向け住宅	100戸	見晴団地、銀川団地、駅前団地さかえ、一の坂団地、新町団地、西町団地、滝の川団地の各団地に配置（見晴団地はデイサービスセンター併設）
	高齢化対応住宅	711戸	
計		811戸	

【計 画】

引き続き、既存住宅を活用しながら計画的な整備・充実に努めます。

2 民間住宅等の整備

【事業概要】

市内における民間による高齢者世帯向けの住宅等は、次の表のとおりとなっています。

今後の高齢者数の増加を踏まえ、身体機能や認知機能の低下、安否確認などに対応した高齢者世帯向けの住宅等の整備を支援しています。

○民間による高齢者世帯向け住宅等の状況

種 別	事業所名	定員	概 要
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	グループホームコスモス	18	認知症の高齢者が共同で生活できる住居で、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を受けることができる。
	グループホームカルミア	18	
	グループホームともだちの家	18	
	グループホーム土筆	18	
	ニチイケアセンター滝川	18	
	グループホームくらす	9	

	ニチケアセンターせせらぎ公園	9	
	グループホーム土筆の郷	18	
有料老人ホーム	フルールハピネスたきかわ	56	食事、入浴、排せつ、洗濯、掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供している施設で、施設内で介護サービスも受けることができる。
	あおぞら	55	
	北のユートピア寿泉	40	
	あったか館	19	
	さくら館	15	
サービス付き 高齢者向け住宅	カーサシーザーズ	39	入居者の安否確認や生活相談サービスを提供し、バリアフリーを施した住宅。食事は自炊も可能で、内部の介護サービスも受けることができる。
	カーサシーザーズ2号館	29	
	土筆	37	
	ゆい	81	
	エバーサポート山一	20	
	カーサシーザーズ3-3	52	
養護老人ホーム	滝川市養護老人ホーム緑寿園	50	65歳以上で、環境上及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難となった方が対象。
軽費老人ホーム	ケアハウスメゾンふるーる	50	60歳以上の自炊ができない程度の身体機能の低下があり、一人暮らしに不安があって家族からの援助を受けることが困難な方が対象。
	滝川市ケアハウス緑寿園	50	
介護老人福祉施設	滝川市特別養護老人ホーム緑寿園	200	常に介護が必要で、家庭での生活が困難な方が入所する施設で、食事や排せつなど日常生活上の介護や身の回りの世話を受けることができる。
介護老人保健施設	滝川市老人保健施設 ナイスケアすずかけ	100	病状が安定し、病院から退院した方などが在宅生活に復帰できるよう、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を受けることができる。
	介護老人保健施設シーザーズ	70	
その他の 高齢者世帯向け住宅	西町ふれ愛ホーム	9	高齢者向け住宅
	シニアシェアハウス土筆の郷	18	高齢者に配慮したナースコールやバリアフリー対応の住宅。

【計 画】

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホームなどの様々なサービスを受けることのできる住宅や、低所得者向けの住宅など、民間による各種高齢者世帯向けの住宅等の整備に対する支援を継続するなど、高齢者の住まいの確保を推進します。

3 養護老人ホーム

【事業概要】

市内には、1975 年（昭和 50 年）5 月に滝川市が開設し、2014 年（平成 26 年）4 月に滝川市社会福祉事業団への譲渡を行った後、2017 年（平成 29 年）7 月に同事業団による建替整備が行われた「滝川市養護老人ホーム緑寿園」があり、老人福祉法による措置が必要とされる 65 歳以上で、心身の状況や環境を総合的に勘案し在宅生活が困難な方が入所しています。

○滝川市養護老人ホーム緑寿園の入所者数（定員50人）

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
延利用者数	582人	599人	600人	600人
月平均利用者数	49人	50人	50人	50人

【計 画】

在宅生活が難しい高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすための重要な施設であることから、滝川市社会福祉事業団と連携しながら、必要とされる老人福祉法による措置を継続します。

第4章 社会参加と交流の推進

1 高齢者の生きがいくり

(1) 老人クラブの活性化

【事業概要】

老人クラブ活動は 1960 年（昭和 35 年）から始まり、現在 18 の単位老人クラブが、地域美化活動やボランティア活動、趣味やレクリエーション等の多様な活動に取り組んでおり、各単位老人クラブで組織される滝川市老人クラブ連合会においても、健康推進・交通安全・女性活動・奉仕活動などに関する取組を全市的に推進し、高齢者の健康づくり・生きがいくりなどに資する様々な活動に取り組んでいます。

近年は、60 代で現役で活躍されている方の増加などによる新たな加入者の減少や、こうした会員数の減少、役員の成り手の不在などによる単位老人クラブ数の減少が滝川市だけでなく全国的にも深刻な問題となっています。

○老人クラブの状況

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
単位老人クラブ数	23クラブ	22クラブ	21クラブ	18クラブ
会員数	816人	747人	737人	621人

【計 画】

老人クラブは、健康増進や生きがいくり、外出機会の創出など、介護予防の観点において重要な活動を行う団体であるばかりでなく、本市が目指している地域における支え合いの仕組みづくりを推進していく上でも中核的な存在となる団体の 1 つであると考えられることから、老人クラブの組織や活動の活性化を図る取組の支援を推進します。

(2) 敬老事業の実施

【事業概要】

敬老事業実行委員会を組織して、88 歳・100 歳を迎える方に祝い状及び祝い品を贈呈するなど、高齢者に対する長寿の祝福と敬老の意を表するための取組を行っています。

○贈呈対象者の状況

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
88歳贈呈者	215人	247人	246人	282人
100歳贈呈者	8人	11人	14人	16人

【計 画】

民生委員、市内小学校などの協力を得ながら、引き続き、高齢者に対する長寿の祝福と敬老の意を表するための取組を実施するとともに、敬老事業の取組について広く市民に周知を行い、「敬老」について考える機会づくりを推進します。

2 高齢者の積極的な社会参加の促進

【事業概要】

滝川市シルバー人材センターにより、屋内外の一般軽作業、施設管理、サービス分野における補助作業等を提供し、地域における高齢者の就業の場の確保と就業促進、健康と生きがいづくりを図っています。

○滝川市シルバー人材センターの提供業務実施状況

	2017年度	2018年度	2019年度
登録会員数	266人	260人	287人
受注件数	4,593件	4,222件	3,845件

【計 画】

高齢者の多様で豊富な経験や技能が生かせる機会の確保に向けて、高齢者がその能力を生かして地域社会の需要に応え、働くことを通じて健康を維持し、生きがいを求める場として、滝川市シルバー人材センターの活動を支援します。

第5章 介護サービス・介護予防サービスの充実

1 居宅介護サービス(介護予防サービス)

【事業概要】

高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう支援するために、次のとおり要介護者に対し居宅介護サービスを、要支援者に対し介護予防サービスを提供しています。

(1) 訪問介護

ホームヘルパーが利用者宅を訪問して、食事や入浴、排せつの介助等の身体介護や炊事、掃除等の生活援助を行います。通称「ホームヘルプ」。

現在、市内では7事業所がサービスを提供しています。

(2) 訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)

浴槽を積んだ移動入浴車などで看護師や介護員が家庭を訪問して、入浴の介助を行います。現在、市内では1事業所がサービスを提供しています。

(3) 訪問看護(介護予防訪問看護)

看護師などが利用者宅を訪問して、主治医の指示による療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

現在、市内では5事業所がサービスを提供しています。

(4) 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、心身の機能回復や日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

現在、市内では3事業所がサービスを提供しています。

(5) 居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問して、必要な指導を行うことにより、在宅で安心して療養できるよう支援します。

(6) 通所介護

利用定員が19人以上のデイサービスセンター等で、食事、入浴などの日常生活上のための支援、世話や機能訓練を日帰りで行います。通称「デイサービス」。

現在、市内では5事業所がサービスを提供しています。

(7) 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)

介護老人保健施設、医療機関等の施設で理学療法、作業療法やその他必要なりハビリテーションを受けることにより、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を図ります。通称「デイケア」。

現在、市内では3事業所がサービスを提供しています。

(8) 短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)

介護老人福祉施設等に一時的に短期間入所し(連続30日まで)、食事、入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、世話を行います。通称「ショートステイ」。

現在、市内では1事業所がサービスを提供しています。

(9) 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)

介護老人保健施設等に一時的に短期間入所し(連続30日まで)、医学的管理下のもとに介護、機能訓練等のほか、必要な医療や日常生活上の支援、世話を行います。通称「ショートステイ」。

現在、市内では2事業所がサービスを提供しています。

(10) 特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)

ケアハウスや養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等に入居している要介護者等に、食事、入浴、排せつ等の介護やその他の日常生活の世話、機能訓練及び療養上の支援を行います。

現在、市内では6事業所がサービスを提供しています。

(11) 福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

車いすやベット等の日常生活上の便宜を図る福祉用具を貸与します。

現在、市内では3事業所がサービスを提供しています。

(12) 特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)

福祉用具のうち、貸与になじまないポータブルトイレや入浴補助用具等について、年間10万円を上限に利用者負担分を除いた額を支給します。

現在、市内では3事業所がサービスを提供しています。

(13) 住宅改修(介護予防住宅改修)

小規模な一定の住宅改修を行った時に、住宅改修費を支給します。支給額は、20万円を上限に利用者負担分を除いた額を支給します。対象となる住宅改修は、手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止等のため床等の材料の変更、引き戸等の扉の取り替え、洋式便器等への取り替えのほか、改修に伴い必要となる工事です。

(14) 居宅介護支援(介護予防支援)

要介護(要支援)認定者が居宅で適切なサービスを受けられるように心身の状況、希望等を

踏まえたケアプランを作成します。要支援１・２の認定を受けた方は滝川市地域包括支援センターがケアプラン（介護予防サービス計画）を作成します。要介護１～５の認定を受けた方は、居宅介護支援事業所がケアプラン（居宅サービス計画）を作成します。

現在、市内では介護予防支援は包括支援センターが１か所のほか、居宅介護支援では８事業所がサービスを提供しています。

【計 画】

今後の要支援者・要介護者数の推計を踏まえ、利用見込量を確保することができるよう、居宅介護サービス（介護予防サービス）の充実を図ります。

特に、2017年度（平成29年度）に施設の整備が行われた養護老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅等における特定施設入居者生活介護機能の充実について、引き続き推進します。

2 施設介護サービス

【事業概要】

在宅での生活が困難な要介護者に対し、次の施設サービスを提供しています。

(1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

食事、入浴、排せつ等の日常生活の世話、機能訓練及び健康管理等生活の質の向上のための援助を行う入所施設です。

現在、市内では１事業所がサービスを提供しています。

(2) 介護老人保健施設

看護や医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療を受けながら、在宅生活への復帰を目指す方が入所する施設です。

現在、市内では２事業所がサービスを提供しています。

(3) 介護医療院・介護療養型医療施設

長期にわたる療養が必要な方が医療や介護を受ける施設です。

現在、市内のサービス提供施設は無く、隣接自治体に介護療養型医療施設が１施設のみ存在、当市被保険者の入所があります。

【計 画】

在宅での生活が困難な要介護者に対し、円滑に施設サービスが利用できるように利用見込量の確保と重度者への重点化が図られるよう努めます。

介護療養型医療施設については、介護医療院等への転換期限が2023年度（令和５年度）までに延長されていることから、今後の転換及び既存入所者の今後の状況把握に努めます。

3 地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス）

【事業概要】

高齢者が住み慣れた地域での生活を可能な限り継続できるように、地域で支えることを目的にしたサービスとして、要介護者・要支援者に対し次の地域密着型サービスを提供しています。

(1) 地域密着型通所介護

利用定員が19人未満の小規模なデイサービスセンター等で、食事、入浴などの日常生活上のための支援、世話や機能訓練を日帰りで行います。通称「デイサービス」。

現在、市内では4事業所がサービスを提供しています。

(2) 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

認知機能が低下し、日常生活に支障が生じている要介護者等に対して、食事、入浴、排せつなどの日常生活の世話、機能訓練を提供します。

現在、市内でのサービス提供事業所はありません。

(3) 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

「通い」を中心に、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、食事、入浴、排せつ等の介護や日常生活の世話及び機能訓練などを行います。

現在、市内では3事業所がサービスを提供しています。

(4) 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

認知症の状態にある要介護者等に対して、共同生活（5～9人）を行う住居内において、食事、入浴等の介護を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、安定した健やかな生活を送れるよう支援します。通称「グループホーム」。

現在、市内では8事業所がサービスを提供しています。

【計 画】

高齢者が住み慣れた地域での生活を可能な限り継続できるように、地域で支えることを目的にしたサービスとして、利用見込量の確保に努めます。

利用者のニーズに柔軟な対応が可能となり、より在宅生活の継続の可能性を引き上げるサービスとして国や北海道がその整備の推進を図っている小規模多機能型居宅介護等の開設を支援します。

第3部 介護保険事業計画

第3部 介護保険事業計画

第1章 介護保険事業等の見込み

1 日常生活圏域の設定

滝川市における日常生活圏域は、全市で1圏域とし、高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営み、安心して住み続けることができるよう、サービスの充実に努めます。

2 介護サービス・介護予防サービスの利用量の見込み

人口と第1号被保険者数の推計や、過去の要支援・要介護認定率を基に推計した要支援・要介護認定者数を踏まえ、2021年度（令和3年度）以降のサービス利用量を次のように見込みました。

推計方法

- ①施設・居住系サービスの利用者数は、現状のサービス事業所の入所者・利用者数を基に推計しました。

※施設・居住系サービスは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護です。

- ②施設・居住系サービスを除く各サービスの利用者は、要支援・要介護認定者数の推計から、施設・居住系サービス利用者（入所者）を除いた数に、現状のサービス別の利用率を掛け合わせ算出しました。

$$\text{サービス別利用者数} = (\text{推計認定者数} - \text{施設・居住系サービス利用者}) \times \text{サービス別利用率}$$

- ③介護保険制度の改正について、次のとおり見込みました。

・介護療養型医療施設は2023年度末まで転換期限が延長となり、併せて新たなサービスとして介護医療院が創設されますが、現在のところ近隣自治体の既存施設は継続予定のため、介護療養型医療施設で見込みました。

- ④定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護は、滝川市内にはありませんが、他市町の施設利用分を見込みました。

- ⑤特定施設入居者生活介護は、現在指定を受けている既存有料老人ホームの一時介護室1室を、2021年度より居室へ転換、また、既存でサービス付高齢者向け住宅の指定を受ける施設のうちの一部、26室について2023年度より特定施設入居者生活介護への転換を、北海道から通知の第8期介護保険事業計画に係る特定施設等の整備計画により、必要数を見込んで算出しております。

(1) 利用者数

(単位：人)

介護給付	実績			推計			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
(1) 居宅介護サービス	16,059	16,303	15,771	16,776	17,328	18,396	18,660
訪問介護	2,298	2,173	2,161	2,172	2,220	2,328	2,436
訪問入浴介護	87	136	166	168	180	192	204
訪問看護	1,108	1,053	1,082	1,164	1,200	1,260	1,296
訪問リハビリテーション	343	366	335	360	372	408	384
居宅療養管理指導	824	1,099	1,151	1,176	1,200	1,332	1,152
通所介護	3,666	3,625	3,337	3,516	3,624	3,780	3,876
通所リハビリテーション	878	984	842	984	996	1,044	948
短期入所生活介護	434	439	277	408	432	444	444
短期入所療養介護	121	115	74	120	132	168	144
特定施設入居者生活介護	1,541	1,588	1,546	1,704	1,812	2,028	2,184
福祉用具貸与	4,663	4,647	4,714	4,896	5,052	5,304	5,472
特定福祉用具販売	96	78	86	108	108	108	120
(2) 地域密着型介護サービス	3,362	3,338	3,146	3,528	3,720	3,972	4,128
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	37	65	98	120	180	300	312
地域密着型通所介護	913	750	598	732	732	768	780
認知症対応型通所介護	309	315	262	132	168	216	288
小規模多機能型居宅介護	662	714	686	924	960	972	960
認知症対応型共同生活介護	1,441	1,494	1,502	1,620	1,680	1,716	1,788
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
(3) 住宅改修	97	96	61	144	144	144	132
(4) 居宅介護支援	7,767	7,715	7,597	7,944	8,172	8,532	8,820
(5) 施設サービス	6,074	5,307	5,194	5,376	5,568	5,688	5,724
介護老人福祉施設	3,284	3,239	3,202	3,288	3,360	3,432	3,672
介護老人保健施設	1,789	1,809	1,762	1,836	1,908	1,956	2,052
介護療養型医療施設	1,001	259	230	252	300	300	0

(単位：人)

予防給付	実績			推計			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
(1) 介護予防サービス	3,482	4,039	4,165	4,524	4,632	4,740	4,956
介護予防訪問介護	0	0	0				
介護予防訪問入浴介護	5	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	151	210	191	216	228	228	240
介護予防訪問リハビリテーション	65	153	227	240	240	252	312
介護予防居宅療養管理指導	83	167	122	156	168	168	144
介護予防通所介護	0	0	0				
介護予防通所リハビリテーション	393	424	386	420	420	432	456
介護予防短期入所生活介護	21	15	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	21	15	12	24	36	48	72
介護予防特定施設入居者生活介護	301	384	385	432	432	456	468
介護予防福祉用具貸与	2,384	2,626	2,796	2,952	3,024	3,072	3,180
特定介護予防福祉用具販売	58	45	46	84	84	84	84
(2) 地域密着型介護予防サービス	24	71	95	132	168	180	240
介護予防認知症対応型通所介護	1	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	21	65	83	96	120	120	120
介護予防認知症対応型共同生活介護	2	6	12	36	48	60	120
(3) 介護予防住宅改修	61	82	48	60	60	60	96
(4) 介護予防支援	2,660	2,993	3,230	3,228	3,300	3,360	3,504

(2) 提供量

介護給付	実績			推計				単位
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度	
(1) 居宅介護サービス	101,565	102,393	107,410	110,134	114,388	120,250	121,348	
訪問介護	40,111	40,115	40,709	42,377	44,300	46,342	48,106	回
訪問入浴介護	443	604	676	809	869	929	996	回
訪問看護	9,947	9,171	9,267	9,569	9,978	10,468	10,871	回
訪問リハビリテーション	3,260	3,720	4,616	6,034	6,196	6,821	6,384	回
居宅療養管理指導	678	882	808	1,176	1,200	1,332	1,152	人
通所介護	30,449	29,383	31,655	29,366	30,282	31,588	32,490	回
通所リハビリテーション	6,128	7,527	7,961	7,991	8,084	8,501	7,727	回
短期入所生活介護	3,632	4,087	4,451	5,042	5,387	5,537	4,990	日
短期入所療養介護	748	699	894	1,062	1,120	1,292	856	日
特定施設入居者生活介護	1,511	1,573	1,606	1,704	1,812	2,028	2,184	人
福祉用具貸与	4,564	4,555	4,681	4,896	5,052	5,304	5,472	人
特定福祉用具販売	94	77	86	108	108	108	120	人
(2) 地域密着型介護サービス	10,596	9,871	10,204	8,453	8,950	9,947	10,751	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	30	55	70	120	180	336	348	人
地域密着型通所介護	5,910	4,702	4,913	4,564	4,564	4,788	4,855	回
認知症対応型通所介護	2,578	2,926	3,005	1,225	1,602	2,135	2,800	回
小規模多機能型居宅介護	646	703	698	924	924	972	960	人
認知症対応型共同生活介護	1,432	1,485	1,518	1,620	1,680	1,716	1,788	人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	人
(3) 住宅改修	98	95	86	144	144	144	132	人
(4) 居宅介護支援	7,798	7,652	7,667	7,944	8,172	8,532	8,820	人
(5) 施設サービス	6,042	5,335	5,470	5,376	5,568	5,688	5,724	
介護老人福祉施設	3,245	3,231	3,328	3,288	3,360	3,432	3,672	人
介護老人保健施設	1,763	1,806	1,852	1,836	1,908	1,956	2,052	人
介護療養型医療施設(介護医療院)	1,034	298	290	252	300	300	0	人

予防給付	実績			推計				単位
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度	
(1) 介護予防サービス	4,979	6,548	6,903	8,714	8,974	9,250	10,244	
介護予防訪問介護								人
介護予防訪問入浴介護	24	0	0	0	0	0	0	回
介護予防訪問看護	818	1,411	1,605	1,910	2,026	2,026	2,120	回
介護予防訪問リハビリテーション	773	1,350	1,532	2,640	2,640	2,772	3,432	回
介護予防居宅療養管理指導	77	142	153	156	168	168	144	人
介護予防通所介護								人
介護予防通所リハビリテーション	396	412	412	420	420	432	456	人
介護予防短期入所生活介護	126	115	0	0	0	0	0	日
介護予防短期入所療養介護	89	88	75	120	180	240	360	日
介護予防特定施設入居者生活介護	295	380	389	432	432	456	468	人
介護予防福祉用具貸与	2,305	2,603	2,692	2,952	3,024	3,072	3,180	人
特定介護予防福祉用具販売	76	47	45	84	84	84	84	人
(2) 地域密着型介護予防サービス	48	67	64	132	168	180	204	
介護予防認知症対応型通所介護	4	0	0	0	0	0	0	回
介護予防小規模多機能型居宅介護	20	62	58	96	120	120	120	人
介護予防認知症対応型共同生活介護	24	5	6	36	48	60	84	人
(3) 介護予防住宅改修	61	83	115	60	60	60	96	人
(4) 介護予防支援	2,612	2,972	2,975	3,228	3,300	3,360	3,504	人

3 介護サービス・介護予防サービスの介護保険給付費の見込み

介護サービス・介護予防サービス別の利用量の見込みを踏まえ、2021年度以降における介護保険給付費を次のように見込みました。

推計方法

介護サービス・介護予防サービス別の利用量に、施設・居住系サービスには1か月当たりの平均給付費を、それ以外の居宅系サービスには1回（日）当たりの平均給付費をそれぞれ乗じて総給付費を算出しました。

（単位：千円）

介護給付	実績			推計			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
(1) 居宅介護サービス	859,130	829,843	817,657	893,540	949,847	1,039,562	1,057,038
訪問介護	108,541	115,407	116,468	122,352	129,172	141,805	146,871
訪問入浴介護	5,297	7,533	10,285	9,659	10,371	11,083	11,903
訪問看護	42,241	37,596	39,036	39,278	40,709	42,732	44,164
訪問リハビリテーション	12,331	11,838	13,445	18,390	18,903	20,777	19,462
居宅療養管理指導	8,359	8,953	8,590	10,306	10,514	11,710	10,196
通所介護	214,791	209,518	207,783	209,801	228,257	247,840	247,548
通所リハビリテーション	67,454	63,570	57,534	66,085	66,867	70,746	63,773
短期入所生活介護	31,191	33,450	22,987	42,213	45,225	46,383	40,393
短期入所療養介護	7,698	6,619	5,448	9,726	10,308	12,055	7,703
特定施設入居者生活介護	299,976	286,077	284,353	311,408	333,223	375,135	403,838
福祉用具貸与	57,043	47,342	49,352	51,479	53,455	56,453	57,919
特定福祉用具販売	4,208	1,940	2,376	2,843	2,843	2,843	3,268
(2) 地域密着型介護サービス	546,964	568,375	568,472	644,432	677,989	725,649	733,315
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3,081	5,939	11,351	12,835	19,839	33,847	34,857
地域密着型通所介護	36,140	27,977	23,306	26,220	26,220	27,496	27,417
認知症対応型通所介護	31,929	34,255	29,262	14,857	19,746	26,249	33,402
小規模多機能型居宅介護	119,428	128,507	122,632	178,682	178,682	189,145	182,849
認知症対応型共同生活介護	356,386	371,697	381,921	411,838	433,502	448,912	454,790
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
(3) 住宅改修	11,145	6,132	3,511	7,883	7,883	7,883	11,825
(4) 居宅介護支援	122,387	109,364	107,907	113,357	116,787	122,041	125,847
(5) 施設サービス	1,574,202	1,349,013	1,350,146	1,430,605	1,493,090	1,540,783	1,474,276
介護老人福祉施設	803,397	804,866	819,495	846,859	866,548	886,236	945,266
介護老人保健施設	443,136	448,578	448,057	493,023	517,528	545,533	529,010
介護療養型医療施設（介護医療院）	327,669	95,569	82,594	90,723	109,014	109,014	0
合 計	3,113,828	2,862,727	2,847,693	3,089,817	3,245,596	3,435,918	3,402,301

(単位：千円)

予防給付	実績			推計			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度
(1) 介護予防サービス	58,601	72,478	75,294	85,893	87,275	90,678	96,026
介護予防訪問介護	0	0	0				
介護予防訪問入浴介護	161	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	3,799	5,361	5,545	6,787	7,239	7,239	7,522
介護予防訪問リハビリテーション	2,422	4,379	7,372	7,915	7,915	8,310	10,289
介護予防居宅療養管理指導	819	1,556	1,226	1,684	1,814	1,814	1,553
介護予防通所介護	0	0	0				
介護予防通所リハビリテーション	13,396	15,374	13,991	15,393	15,393	15,869	16,611
介護予防短期入所生活介護	829	570	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	792	514	349	873	1,310	1,747	2,620
介護予防特定施設入居者生活介護	23,534	30,996	31,804	36,674	36,674	38,520	39,689
介護予防福祉用具貸与	11,434	12,790	14,085	15,070	15,433	15,682	16,245
特定介護予防福祉用具販売	1,415	938	922	1,497	1,497	1,497	1,497
(2) 地域密着型介護予防サービス	1,870	5,501	7,899	13,998	18,591	21,354	26,479
介護予防認知症対応型通所介護	32	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,385	4,306	5,142	5,708	7,537	7,537	7,135
介護予防認知症対応型共同生活介護	453	1,195	2,757	8,290	11,054	13,817	19,344
(3) 介護予防住宅改修	4,389	4,880	3,961	4,965	4,965	4,965	7,912
(4) 介護予防支援	11,718	13,157	14,215	14,418	14,741	15,008	15,652
合 計	76,578	96,016	101,369	119,274	125,572	132,005	146,069

4 地域支援事業の見込み

(1) 第8期計画で見込む地域支援事業の内容

「地域支援事業」は、高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に創設された事業で、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」で構成されています。

第7期計画で実施していた下記の「地域支援事業」は、第8期計画においても継続実施します。

事業名	
介護予防・日常生活支援総合事業	滝川市訪問介護相当サービス
	滝川市通所介護相当サービス
	滝川市訪問型サービスC（短期集中予防サービス）
	介護予防ケアマネジメント
	介護予防把握事業
	介護予防講座
	生涯げんき教室（高齢者運動推進事業）
	料理作りのつどい
	高齢者口腔ケア教室

	老人クラブ巡回相談
	ますますげんき教室（旧温泉教室）
	地域体操教室（いきいき百歳体操教室）支援事業
	いきいき百歳体操サポーター養成講座
	支えあい・いきいきポイント事業
	生きがいと健康づくり事業
	介護予防サロン事業
	地域リハビリテーション活動支援事業
包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント
	総合相談・支援
	包括的・継続的ケアマネジメント支援
	地域ケア個別会議
	自立支援型サポート会議
	在宅医療・介護連携推進事業
	認知症施策
	生活支援体制整備事業
任意事業	独居老人友愛訪問サービス事業
	食の自立支援事業（配食サービス）
	老人特定目的住宅安否確認事業
	はいかい高齢者等位置探索システム助成事業
	介護者サロン
	家族介護用品支給事業
	成年後見制度利用支援
	認知症サポーター養成事業
	高齢者見守り支援センター事業
	住宅改修理由書作成助成事業
	介護給付費適正化事業

(2) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費の見込額は、国の上限額の設定の考え方を踏まえ、次のとおり算出しました。

①介護予防・日常生活支援総合事業

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の事業費の見込額は、事業開始年度（2014 年度・平成 26 年度）における介護予防サービス費と介護予防事業費の総額に、75 歳以上人口の伸び率を年度毎に乘じ、当該年度の介護予防給付費を控除して算定しました。

②包括的支援事業・任意事業

- ・従来の包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）と任意事業の既存事業分の事業費の見込額は、2014年度（平成26年度）介護給付費見込額の2%に、65歳以上人口の伸び率を年度毎に乘じて算定しました。
- ・新たに包括的支援事業に位置付けられた、地域ケア会議、在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策、生活支援体制整備事業の事業費の見込額は、国の定める上限額の範囲内で計上しました。

（単位：千円）

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
地域支援事業費	329,413	329,924	334,035
介護予防・日常生活支援総合事業	216,829	219,858	223,885
滝川市訪問介護相当サービス	33,430	33,844	34,463
滝川市通所介護相当サービス	98,947	100,172	102,007
高額介護相当サービス	74	73	74
高額医療合算介護相当サービス	223	225	229
審査支払手数料	327	331	337
その他事業費	83,828	85,213	86,775
包括的支援事業・任意事業	112,584	110,066	110,150

5 特別給付等

市町村独自の特別給付又は保健福祉事業として、これまで実施してきた次の事業を第8期計画期間においても継続実施します。

- 自立支援用具購入費等給付事業
- 一時帰宅支援費給付事業

また、これまで地域支援事業で実施してきた、リフト付きタクシー等利用料助成事業と権利擁護事業についても、第8期計画から保健福祉事業に変更して継続実施します。

第2章 介護保険料について

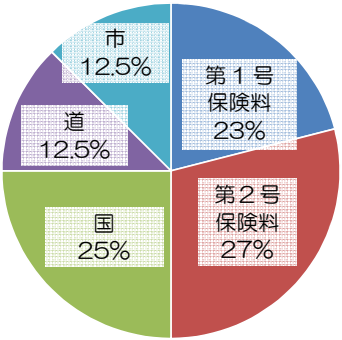
1 介護保険料の設定

介護保険事業計画では、当該計画期間中における 65 歳以上の第 1 号被保険者の介護保険料を定めます。

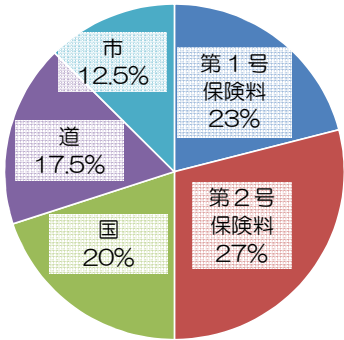
介護給付費等の費用負担は、次の図のとおり、65 歳以上の第 1 号被保険者の介護保険料のほか、40 歳以上 65 歳未満の第 2 号被保険者の介護保険料、国・北海道・市の公費により賄われます。

第 7 期計画期間の第 1 号被保険者の負担割合は、23%と定められています。

介護給付費（居宅サービス）

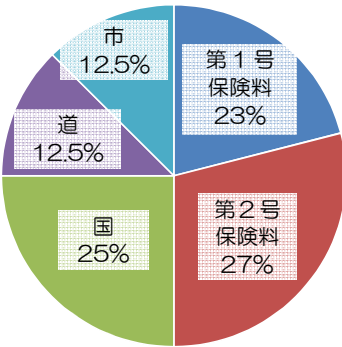


介護給付費（施設サービス等）



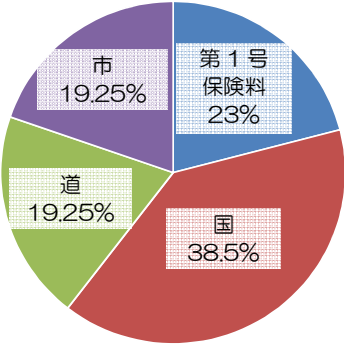
地域支援事業

（介護予防・日常生活支援総合事業）



地域支援事業

（包括的支援事業・任意事業）



2 介護保険料の算定

(1) 介護保険料収納必要額の算定

第8期計画における介護保険事業の標準給付見込額及び地域支援事業費は、前章の介護保険事業等の見込みを踏まえ、下表のとおり約109億円と見込まれます。

第1号被保険者の介護保険料の算定の基礎となる介護保険料収納必要額は、介護給付費準備基金の取崩しにより介護保険料の上昇の抑制を図り、約24億円と見込みます。

(単位：千円)

	2021年度	2022年度	2023年度	合計
標準給付見込額①	3,474,949	3,638,229	3,841,194	10,954,372
介護給付費総額	3,209,091	3,371,168	3,567,923	10,148,182
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	154,468	153,652	157,152	465,272
（特定入所者介護サービス等給付費）	(172,142)	(176,129)	(180,746)	(529,017)
（特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額）	(17,674)	(22,477)	(23,594)	(63,745)
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	87,052	88,738	91,064	266,854
（高額介護サービス給付費）	(87,697)	(89,729)	(92,081)	(269,507)
（高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額）	(646)	(991)	(1,017)	(2,653)
高額医療合算介護サービス給付費	22,032	22,311	22,634	66,977
審査支払手数料	2,308	2,361	2,423	7,092
地域支援事業費②	322,526	329,719	333,827	986,072
介護予防・日常生活支援総合事業費②'	216,966	219,653	223,677	660,296
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	69,794	69,878	69,962	209,634
包括的支援事業（社会保障充実分）	35,766	40,188	40,188	116,142
計（①+②）③	3,797,475	3,967,948	4,175,021	11,941,444
第1号被保険者負担分相当額（③×23%）④	873,419	912,628	960,254	2,746,300
調整交付金相当額（（①+②'）×5%）⑤	184,595	192,894	203,243	580,732
調整交付金見込交付割合⑥	6.94%	7.06%	7.20%	
調整交付金見込額（（①+②'）×⑥）⑥'	256,219	272,366	292,670	821,256
介護給付費準備基金取崩し額⑦ （全所得段階に効果が生じる介護保険料基準額の軽減分）				90,000
市町村特別給付費等⑧	0	0	0	0
介護保険料収納必要額（④+⑤-⑥'-⑦+⑧）				2,415,779

(2) 介護保険料基準額の算定

介護保険料収納必要額を基に、第1号被保険者の介護保険料基準額を算定すると、次のとおり算定されます。

介護保険料基準額（月額）

5,290円

なお、介護保険料基準額（月額）は次のように求められます。

介護保険料基準額＝介護保険料収納必要額÷予定介護保険料収納率（98.5%）

÷被保険者数（所得段階別負担割合で補正後の3か年合計）÷12か月

(3) 介護保険料の所得段階の設定

介護保険料の所得段階の設定については、第7期計画に引き続き第8期計画期間においても国の標準段階とおりの9段階とし、令和2年度の額に据え置きます。

令和元年度からは、令和元年10月からの消費税引き上げに伴い、所得の第1段階から第3段階までの保険料が毎年変動しましたが、低所得者の保険料負担軽減のため、国：1/2、道：1/4、市：1/4の負担割合により、第1段階から第3段階まで軽減対象が拡大されました。

保険料段階	第7期介護保険料 (①2018年度②2019年度③2020年度)			第8期介護保険料 (2021年度～2023年度)		
	段階設定基準	年額(円)	基準額に対する割合	段階設定基準	年額(円)	基準額に対する割合
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金、市民税非課税世帯 ・市民税非課税世帯で前年の課税年金収入 ＋合計所得が80万円以下	①25,390 ②23,800 ③19,040	①0.40 ②0.375 ③0.30	同左	19,040	0.30
第2段階	・市民税非課税世帯 ・課税年金収入＋合計所得が80万円を超え、 120万円以下	①47,610 ②39,670 ③31,740	①0.75 ②0.625 ③0.50	同左	31,740	0.50
第3段階	・市民税非課税世帯 ・課税年金収入＋合計所得が120万円を超える	①47,610 ②46,020 ③44,430	①0.75 ②0.725 ③0.70	同左	44,430	0.70
第4段階	・市民税課税世帯 ・本人市民税非課税 ・課税年金収入＋合計所得が80万円以下	57,130	0.90	同左	57,130	0.90
第5段階	・市民税課税世帯 ・本人市民税非課税 ・課税年金収入＋合計所得が80万円を超える	63,480	基準額	同左	63,480	基準額
第6段階	・本人市民税課税 ・合計所得金額が120万円未満	76,170	1.20	同左	76,170	1.20
第7段階	・本人市民税課税 ・合計所得金額が120万円以上190万円未満 ①② ・合計所得金額が120万円以上200万円未満	82,520	1.30	・本人市民税課税 ・合計所得金額が120万円以上200 万円未満	82,520	1.30
第8段階	・本人市民税課税 ・合計所得金額が190万円以上290万円未満 ①② ・合計所得金額が200万円以上300万円未満	95,220	1.50	・本人市民税課税 ・合計所得金額が200万円以上300 万円未満	95,220	1.50
第9段階	・本人市民税課税 ・合計所得金額が290万円以上①② ・合計所得金額が300万円以上③	107,910	1.70	・本人市民税課税 ・合計所得金額が300万円以上	107,910	1.70

3 介護保険料の将来推計

第8期計画の人口推計、要支援・要介護認定者数の推計、介護保険事業の標準給付見込額などを基に令和7年度の推計を行うと、次のような状況が見込まれます。

「介護予防・日常生活支援総合事業」の推進による介護予防の一層の推進や、「介護給付の適正化」による保険給付の点検などの取組により、介護保険料の上昇の抑制に努めていきます。

		第8期 (2021年度)	推 計	第9期 (2025年度)
人 口		38,903人		37,004人
第1号被保険者数		13,775人		13,674人
	65～74歳	6,404人		5,436人
	75～84歳	4,909人		5,370人
	85歳以上	2,462人		2,868人
要介護認定者数		2,461人		2,719人
年度給付費 (地域支援事業費含む)		3,797,475千円		4,215,270千円
介護保険料 (基準額)	月額	5,290円		5,783円
	年額	63,480円		69,396円

第3章 介護保険事業の円滑な運営のために

介護保険事業の円滑な運営を図るため、次のとおり介護保険事業を推進していきます。

1 介護保険制度への理解と啓発の促進

介護保険制度の趣旨や仕組み、サービス利用の手続き、介護保険料等について、広報・市公式ホームページ等への掲載のほか、「サービス利用の手引」冊子の作成など、様々な機会と手段を通して、広く市民に周知を行い、市民が理解を深めることができるよう努めます。

また、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営み、安心して住み続けるために、介護保険サービスや配食・見守りなどの介護予防・生活支援サービス等を適切に利用することができるよう、積極的な情報発信に努めます。

2 介護保険サービスの量的確保

地域密着型サービスを含め、必要なサービス量の安定的な確保・供給に努めるとともに、提供されるサービスの質の向上を図ります。

3 地域支援事業の確保

高齢者の介護予防及び重度化防止を図るため、多様な主体による介護予防・生活支援サービス等のサービス提供体制の確立など、地域で生活する高齢者を包括的・継続的に支援するための体制を確保します。

4 適正な介護認定の推進

公平・公正な要支援・要介護認定業務を推進するため、さらなる認定調査員の体制強化や資質向上を図るとともに、介護認定審査会委員に対する研修、情報交換等の充実に努めます。

5 保険者機能の強化

市が事業者指定・指導監督の権限を持つ地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業のサービスについては、保険者として事業者に対し適切な指導を行います。

6 介護給付の適正化

介護給付の適正化は、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的としています。

利用者に対する適切な介護サービスの確保と、その結果としての費用の効率化、さらには不適切な給付の是正を通じて、介護保険制度の信頼を高めていくとともに、必要な給付の適切な提供を継続していくための適正化事業を次のとおり実施します。

①要介護認定の適正化

【事業概要】

認定調査結果は、要介護認定における重要な資料として介護保険認定審査会に提出されることから、全ての認定調査の事後点検を実施しています。

○実施状況

【実績】

2017年度	新規申請件数 573 件	更新申請件数 1,855 件	変更申請件数 193 件 事後点検件数 2,621 件 100% (全数)
2018年度	新規申請件数 597 件	更新申請件数 1,639 件	変更申請件数 177 件 事後点検件数 2,413 件 100% (全数)
2019年度	新規申請件数 503 件	更新申請件数 1,298 件	変更申請件数 165 件 事後点検件数 1,966 件 100% (全数)
2020年度	新規申請件数 536 件	更新申請件数 984 件	変更申請件数 178 件 事後点検件数 1,698 件 100% (全数)

【目標】

目標値の内容	2021 年度	2022 年度	2023 年度
認定調査・点検実施率	100%	100%	100%

【計 画】

近年、介護認定の申請件数については減少傾向となっていますが、今後、高齢者数の増加等に伴う申請件数の増加が見込まれます。このような状況の中、認定調査票の全件点検の実施、研修等による認定調査員の資質向上に努め、要介護認定調査の平準化を図るなど、要介護認定審査を適正に行っていきます。

②ケアプランの点検

【事業概要】

介護支援専門員が作成するケアプランが、マネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランになっているかを検証・確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともにケアマネジメントの質の向上を図ることを目的に実施しています。

○実施状況

【実績】

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
点検及び面談	8 件	10 件	10 件	14 件

【目標】

目標値の内容	2021 年度	2022 年度	2023 年度
点検及び面談	12 件	12 件	12 件

【計 画】

継続的にケアプランの質の向上を図るために、国が作成したケアプラン点検支援マニュアル等の活用とあわせて、2020 年度からは外部事業者への委託を導入し、ケアプランの点検及び支援を強化します。

③住宅改修・福祉用具購入の点検

【事業概要】

住宅改修については、施工前後の写真等による書面審査のほか、必要に応じて訪問調査による確認を行っています。

福祉用具購入については、支給申請時において介護支援専門員等が作成する理由書を審査の上、必要に応じた聞き取り確認・指導などを行っています。

○実施状況

【実績】

2017 年度	住宅改修 全件数 169 件、書面による事前点検 169 件、事後点検 169 件 訪問による事前点検 71 件、事後点検 23 件 福祉用具 全件数 127 件、理由書確認件数 127 件
2018 年度	住宅改修 全件数 158 件、書面による事前点検 158 件、事後点検 158 件 訪問による事前点検 136 件、事後点検 43 件 福祉用具 全件数 154 件、理由書確認件数 154 件
2019 年度	住宅改修 全件数 178 件、書面による事前点検 178 件、事後点検 178 件 訪問による事前点検 158 件、事後点検 49 件 福祉用具 全件数 123 件、理由書確認件数 123 件
2020 年度	住宅改修 全件数 128 件、書面による事前点検 128 件、事後点検 128 件 訪問による事前点検 124 件、事後点検 46 件 福祉用具 全件数 136 件、理由書確認件数 136 件

【目標】

目標値の内容	2021 年度	2022 年度	2023 年度
住宅改修点検	100%	100%	100%
福祉用具購入点検	100%	100%	100%

【計 画】

住宅改修については、施工前後の写真等による提出書類の点検を全件実施します。また、必要に応じて、施工業者ごとの実地点検や作業療法士による訪問調査を実施します。

福祉用具購入については、介護支援専門員等が作成する理由書の点検を全件実施します。また、必要に応じた聞き取り確認・指導などを行います。

④介護給付費通知

【事業概要】

介護保険給付を受けた高齢者に対して、介護報酬額、介護保険給付額、自己負担額などについて通知することにより、適切なサービス利用の啓発を行うとともに適正な請求や給付につなげます。

○実施状況

【目標】

目標値の内容	2021 年度	2022 年度	2023 年度
給付費通知発送回数	1 回	1 回	1 回

【計 画】

利用したサービスの内容とその費用を利用者自身が確認することにより、給付の適正化を図るため、利用者への通知を行います。

⑤縦覧点検・医療情報突合

【事業概要】

縦覧点検については、国保連合会のデータを活用して複数月にまたがる請求明細書の内容を確認することにより、提供されたサービスの整合性の点検を行い、不適正な請求と認められた場合は、介護報酬の返還を求めています。

医療情報突合については、医療保険における入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、重複請求の有無の確認を行っています。

○実施状況

【実績】

	縦覧点検による返還金	医療情報突合による返還金
2017 年度	136,688 円	0 円
2018 年度	3,531 円	7,263 円
2019 年度	486,229 円	55,566 円
2020 年度	未定	未定

【計 画】

縦覧点検及び医療情報突合について、引き続き国保連合会への委託による効率的かつ正確性の高いチェックを実施します。

7 低所得者の負担軽減対策の実施

経済的な理由から必要な介護サービスが利用できないことがないよう、介護保険料や利用者負担について配慮するよう努めます。

- 介護給付費準備基金の取崩しにより、全所得段階の第 1 号被保険者に係る介護保険料の上昇を抑制します。
- 2019 年度からの消費税の引き上げに伴い、所得段階が第 1 段階から第 3 段階の第 1 号被保険者に拡大した低所得者保険料軽減を継続して実施します。
- 介護保険料の減免については、「滝川市介護保険料の減免の取扱いに関する要綱」に基づき適正に執り行います。
- 社会福祉法人による利用者負担額の軽減制度については継続して実施します。

參考資料

1 滝川市保健医療福祉推進市民会議設置要綱

（設置）

第1条 全市民が健康で安心して生活できるまちづくりを進めるため、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化を図り、総合的な保健医療福祉対策を推進するため、滝川市保健医療福祉推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 市民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- （1）保健・医療・福祉サービスの総合的推進に関すること。
- （2）保健・医療・福祉に係る計画策定及び進行管理に関すること。
- （3）保健・医療・福祉の実態調査に関すること。
- （4）健康管理に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、市民の福祉に関すること。

（組織）

第3条 市民会議は別表に掲げる関係機関及び団体から選出された者のうち市長が適当と認める者並びに学識経験者等（以下「委員」と総称する。）により構成する。

（委員の職務期間）

第4条 委員の職務期間は、2年間とする。ただし、補欠の委員の職務期間は、前委員の残りの職務期間とする。

2 委員は、同一の者を再び選出することができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 市民会議に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、市民会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 市民会議は、必要の都度開催し、委員長が招集する。

2 市民会議の議長は、委員長が行う。

（専門部会）

第7条 総合的な保健医療福祉事業を協議するため、市民会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名する委員をもって構成する。
- 3 専門部会には、必要に応じて臨時委員を選任することができる。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長は、専門部会を招集し、会議の議長となり、専門部会の事務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（事務局）

第8条 滝川市保健医療福祉推進事業の推進に関する事務を処理するため、市民会議に事務局を設置し、保健福祉部に置く。

2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。

3 事務局長は、保健福祉部福祉課長を、事務局次長は保健福祉部介護福祉課長、子育て応援課長及び健康づくり課長をもって充てる。

4 事務局員は、保健福祉部福祉課、介護福祉課、子育て応援課及び健康づくり課の職員をもって充て、保健福祉部福祉課の職員がこれを総括する。

5 事務局長は、事務局の事務を掌握し、事務局次長及び事務局員を指揮監督する。

6 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、これを代理する。

7 事務局員は、事務局長及び事務局次長の命を受け、事務を処理する。

（秘密を守る義務）

第9条 市民会議を構成する関係機関等の役職員若しくは構成員又は会議に出席した関係機関職員等は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。役職員若しくは構成員又は関係機関の職員等でなくなった後においても、同様とする。

（施行細目）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条関係）

滝川保健所（空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室）

滝川市医師会

滝川市歯科医会

國學院大學北海道短期大学部

滝川市社会福祉協議会

滝川市社会福祉事業団

滝川市民生委員児童委員連合協議会

滝川市町内会連合会連絡協議会

滝川市老人クラブ連合会

滝川身体障害者福祉協会

滝川青年会議所

滝川市立病院

2 滝川市保健医療福祉推進市民会議及び計画策定専門部会委員名簿

(1) 滝川市保健医療福祉推進市民会議委員名簿

■任期：令和2年5月29日～令和4年5月28日

(敬称略)

No.	関係機関・団体名	氏 名	備 考
1	滝川保健所 (空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室)	黒 坂 直 樹	
2	滝川市医師会	小 西 勝 人	委員長
3	滝川市歯科医会	中 村 光 宏	
4	國學院大學北海道短期大学部	草 薙 恵美子	
5	滝川市社会福祉協議会	高 谷 富士雄	副委員長
6	滝川市社会福祉事業団	坂 上 智 之	
7	滝川市民生委員児童委員連合協議会	伊 藤 光 子	
8	滝川市町内会連合会連絡協議会	齊 藤 博 朗	
9	滝川市老人クラブ連合会	窪之内 美知代	
10	滝川身体障害者福祉協会	川 口 きよ子	
11	滝川青年会議所	峯 村 太 志 令和3年1月より 山 根 大 司	
12	滝川市立病院	齊 藤 ひとみ	

(2) 滝川市保健医療福祉推進市民会議 計画策定専門部会委員名簿

(敬称略)

区 分	関係機関団体名	氏 名	備 考
保健医療福祉 推進市民会議 委員	滝川保健所 (空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室)	黒 坂 直 樹	
	滝川市医師会	小 西 勝 人	部会長
	滝川市歯科医会	中 村 光 宏	
	滝川市社会福祉協議会	高 谷 富士雄	副部会長
	滝川市民生委員児童委員連合協議会	伊 藤 光 子	
	滝川市町内会連合会連絡協議会	齊 藤 博 朗	
	滝川市老人クラブ連合会	窪之内 美知代	
臨時委員	滝川地域介護サービス事業者連絡協議会	鶴 巻 克 憲	
	被保険者代表	杉 岡 美千子	

3 策定経過

会議名など	開催日	協議内容等
アンケート調査	R1.12～ R2.6	・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ・在宅介護実態調査 ・事業者アンケート調査
第1回 滝川市保健医療福祉推進 市民会議	R2.9.25	・市長より「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定について諮問 ・計画策定専門部会の設置について ・「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の概要について
第1回 計画策定専門部会	R2.9.25	・第7期計画の実績・評価について ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の実施について
第2回 計画策定専門部会	R2.11.6	・アンケート調査結果について ・第8期計画の骨子について
第3回 計画策定専門部会 (書面開催)	R2.12.17	・第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)について
第2回 滝川市保健医療福祉推進 市民会議(書面開催)	R3.1.15	・「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(素案)について
第4回 計画策定専門部会	R3.1.28	・第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)について
第3回 滝川市保健医療福祉推進 市民会議	R3.1.28	・「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」案について ・市長へ「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定について答申
意見募集(パブリックコメント)	R3.2.1～ R3.2.14	・市役所ほか14施設及び市ホームページにて実施

発 行：北海道滝川市
〒073-8686 滝川市大町1丁目2番15号
TEL (0125) 28-8026
<http://www.city.takikawa.hokkaido.jp>
e-mail : kaigo@city.takikawa.lg.jp
編 集：滝川市保健福祉部介護福祉課
発行年月：2021年3月